科目トナスコトヲ得

第一項ノ教科目ハ修身、職業ニ直接ニ関係アル教科目、実習ヲ除ク外之ヲ缺キ又ハ隨意科目ト爲スコトヲ得　但シ尋常小學校ヲ卒業セスシテ入學シタル者ニ就キテハ教學、國語ヲ缺クコトヲ得ス

第五條　徒弟學校ノ教科ハ一種又ハ数種ノ職業ニ就キテ之ヲ定メ若ハ数種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第六條　徒弟學校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ季節ヲ限リ教授ヲ爲シ又ハ日曜日若ハ夜間ニ於テ教授時間ヲ設ケルコトヲ得

第七條　徒弟學校ヲ卒業シタル者ニシテ既習ノ事項ヲ補習セントスル者アルトキハ之ヲ在學セシムルコトヲ得（大正五年削除）

第八條　現ニ職業ニ從事スル者等ニシテ職業ニ関スル教科目又ハ実習ヲ修メントスル者アルトキハ特ニ之ヲ入學セシムルコトヲ得

前項ノ教科目又ハ実習ハ其ノ一部ヲ限リ修メシムルコトヲ得

第九條　徒弟學校ハ工業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スルコトヲ得

第　條　徒弟學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ（大正二年省令第十四號ニヨリ削除）

一　學校ノ目的

二　修業年限ニ関スル事項

三　教授日数ニ関スル事項

四　休業日ニ関スル事項

五　教科目及其程度ニ関スル事項

六　各教科目毎週教授時数ニ関スル事項

七　入學退學ニ関スル事項

八　試驗ニ関スル事項

九　賞罰ニ関スル事項

十　授業料等ニ関スル事項

十一　寄宿舍ニ関スル事項

第十一條　徒弟學校ニ於テハ教科目、教授時数及學級数ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第十二條　徒弟學校ニ於テハ教室其ノ他必要ナル設備ヲナスヘシ

但シ実習場ハ校内ニ設ケス便宜他ノ工場ヲ以テ之ヲ充ツルモ妨ケナシ

第十三條　女子ニ裁縫、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル爲ニ設クル所ノ女子職業學校ニシテ此ノ規定ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス

附　則

第十四條　本令ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

第十五條　明治二十七年文部省令第二十六號ハ之ヲ廢止ス

參照　明治二十七年文部省令第二十六號ハ徒弟學校ニ体操ヲ加フルコトヲ得ル規定ナリ

二一・專門學校令の制定　專門學校に關しては明治六年の學制に編追加に於て詳細に規定せる外其後は單に定義を掲ぐるのみで何等規定しなかつた。明治二十七年の高等學校令に於ては高等學校は專門學校たることを本体とせるものであるが、まだ是を專門學校令と称するを得ない。又實際に於ても高等學校は純然たる大學豫科に化して終つたのである。學制以後專門學校令が制定されたのは明治三十六年三月で是は勅令を以て公布された。而て是に附帯して文部省令を以て公立私立專門學校規程が公布された。

此等は我國の專門教育発達と時代の趨勢に伴へるものである。實業學校令、專門學校令及公私立專門學校規程の詳細に就いては同法令を參照せられたし。

專門學校令　明治三十六年三月二十六日勅令第六十一号

第一條　高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第二條　北海道、府縣又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限リ專門學校ヲ設置スルコトヲ得但沖繩縣ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　私人ハ專門學校ヲ設置スルコトヲ得

第四條　公立又ハ私立ノ專門學校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　專門學校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限四ヶ年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ
但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就イテハ文部大臣ハ別ニ其入學資格ヲ定ムルコトヲ得　前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條　專門學校ノ修業年限ハ三ヶ年以上トス

第七條　專門學校ニ於テハ予科研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條　官立專門學校ノ修業年限學科、學科目及其程度並予科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニアリテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條　公立又ハ私立ノ專門學校ノ教員資格ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條　公立專門學校ノ職員ノ旅費及給費ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一條　公立ノ專門學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スヘシ但特別ノ場合ニハ之ヲ徴收シ又ハ徴收

セサルコトヲ得

第十二條　第一條ニ該当セサル學校ハ專門學校ト称スルコトヲ得ス

附　則

第十三條　本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

第十四條　明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廢止ス
（參考　勅令四十八号　府縣立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ス）

第十五條　既設ノ公立又ハ私立ノ學校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ第四條ニ準シ認可ヲ申請スヘシ
前項ノ手續ヲ爲サヽルモノハ前項ノ期間ノ満了ト共ニ廢校シタルモノト看做ス
第一項ノ手續ヲ爲スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看做ス

第十六條　千葉医學專門学校、岡山医學專門學校、金沢医学專門学校、長崎医学專門学校、東京外國語學校、東京美術学校及東京音樂學校ハ本令施行ノ日ヨリ專門學校トス

公立私立専門學校規程　明治三十六年三月三十一日　文部省令第十三号

第一條　専門學校令第四條ニ依リ専門學校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルモノハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一、目的
二、名稱
三、位置
四、學則
五、生徒定員
六、敷地建物ノ図面及其ノ所有ノ区別
七、開校年月
八、経費及維持ノ方法
九、設立者ノ履歴

医學専門學校ニ在リテハ臨床実習用病院ノ位置、敷地建物ノ図面、臨床実習用患者ノ定員及解剖用屍体ノ豫定数ヲ具スヘシ

第一項第二項ノ敷地ニ関スル図面ニハ面積、地質、附近ノ状況ヲ記シ且ツ飲料水質ノ調査書ヲ添付スヘシ

第一項第一号乃至第七号及第二項ニ掲ケタル事項ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第八号ニ掲ケタル事項ノ変更ハ文部大臣ニ届出ヘシ

第二條　専門學校ハ校地、校舎、校具其ノ他必要ノ設備ヲ為スヘシ

第三條　校地ハ學校ノ現模ニ適応セル面積ヲ有シ且ツ道徳上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第四條　校舎ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

一、教室
二、事務室
三、其ノ他必要ナル実験室、実習室、研究室、図書室、器械室、標本室、薬品室、製煉室等ノ諸室

校舎ハ教授上、管理上並衛生上適当ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第五條　校具ハ教授上必要ナル図書、器械、器具、標本、模型等トス

第六條　専門學校ニ於テハ左ノ表簿ヲ備フヘシ

一、學則、日課、教科用図書配当表
二、職員ノ名簿及履歴書、出勤簿、擔任学科目及時間表
三、生徒學籍簿、出席簿、徴兵猶豫ニ関スル書類
四、試験問題、答案及成績表
五、資産原簿、出納簿、経費ノ豫算決算ニ関スル帳簿、生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入学前ノ学歴、入学轉学退学ノ年月日及学年、卒業ノ年月日、入學試験ノ

有無、轉学退学ノ事由、徴兵事故、保証人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ
別科ノ生徒ニ関シテハ出席簿、徴兵猶予ニ関スル書類ヲ省略シ及學籍簿ノ記入事項ヲ便宜省略スルコトヲ得

第七條　専門学校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

一、學位ヲ有スル者
二、帝國大學分科大學卒業者又ハ官立学校ノ卒業者ニシテ學士ト称スルコトヲ得ル者
三、文部大臣ノ指定シタル者
四、文部大臣ノ認可シタル者

前項第一号乃至第四号ニ該当スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時他ノ者ヲ以テ教員ニ代用スルコトヲ得

前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立學校ニ在リテハ管理者私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歴書ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
但シ奏薦ニ依リ任命セラルヽ者ニ就テハ別ニ認可ノ手續ヲ要セス
文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ學術ノ検定ヲ行フコトアルヘシ
本條ニ依ル文部大臣ノ認可ハ当該學校在職中ニ限リ有効トス

第八條　専門學校ノ本科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ本科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且ツ前各學科ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ
前項入學者ノ學力ハ総テ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ

第九條　美術學校、音樂學校ノ入學資格ハ中學校若クハ高等女學校第三學年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十條　學校長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ退學ヲ命スヘシ
一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
三、引續キ一箇年以上缺席シタル者
四、正当ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

第十一條　學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十二條　専門學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ
一、入學資格、修業年限、學科、學科目、學科程度ニ関スル事項
二、學年、學期、休業日ニ関スル事項
三、入学、退学、進級、卒業ニ関スル事項

四、懲戒ニ関スル事項
五、入学料、授業料等ニ関スル事項
六、豫科、研究科、別科ニ関スル事項
七、寄宿舎ニ関スル事項

第十三條　専門学校令第四條ニ依リ専門学校ノ廃止ノ認可ヲ受ケントスルモノハ其ノ理由及生徒ノ処分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第十四條　専門学校令第十五條ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルモノニ付テハ本令第一條ヲ準用ス

第十五條　実業専門学校ニ関シテハ特別ノ規定アル場合ニハ本令ヲ適用セス

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

明治十五年文部省達第四号、同第五号及同第六号中甲種薬学校ニ関スル規定ハ之ヲ廃止ス

省令第十三號

明治三十六年文部省令第十三號公立私立専門学校規程中左ノ通改正ス

明治三十八年九月一日

第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條　専門学校ニ於テ本科生徒ヲ入学セシムルハ毎年一回トス其ノ期間ハ三十日以内トス但シ学科課程相同シキ専門学校間ニ於ケル生徒ノ轉学ニハ本文ヲ適用セス

第八條第一項第二號ヲ左ノ通改ム

帝國大學分科大學（元東京大學各部、元札幌農学校ヲ含ム）卒業者又ハ東京高等商業學校（元高等商業學校ヲ含ム）卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

明治四十二年一月十九日

第七條第一項第二號ヲ左ノ通改ム

帝國大學分科大學（元東京大學各部、元札幌農学校ヲ含ム）卒業者又ハ東京高等商業學校（元高等商業學校ヲ含ム）卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

省令第二號

明治三十六年文部省令第十三号公立私立専門学校規程中左ノ通改正ス

第八條　専門学校ニ於テ本科生徒ヲ入学セシムルハ毎年一回トス其ノ期間ハ三十日以内トス但シ学科課程相同シキ専門学校間ニ於ケル生徒ノ轉学ニハ本文ヲ適用セス

専門学校ノ本科第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ本科第一学年ニ入學スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且ツ前各學年ノ学科課程ヲ卒リタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ学年級ヲ設ケサル専門学校ニ就キテモ亦之ニ準ス

前項入学者ノ學力ハ総テ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ

一八三頁ニ続ク

文部省直轄実業専門學校委託生規程

省令二十三号（明治四十年七月二十五日）

文部省直轄実業専門学校委託生規程

第一條　北海道府縣郡市町村其他ノ公共団体及私人ハ文部省直轄実業専門学校生徒ニシテ卒業后其ノ公共団体又ハ私人ノ設置セル実業学校ノ教職ニ従事スヘキ者ニ学資ヲ補給シ委託生トシテ在学セシムルコトヲ得

第二條　公共団体又ハ私人ハ委託生ノ選定ヲ當該学校長ニ委嘱スルコトヲ得

第三條　公共団体又ハ私人ヨリ委託生ニ補給スヘキ学資ハ一箇月拾円以上トス

第四條　委託生ニハ授業料ヲ徴收セス

第五條　委託生ハ卒業ノ日ヨリ学資ノ補給ヲ受ケタル期間ニ一箇年ヲ加ヘタル期間當該公共団体又ハ私人ノ設置セル実業学校ノ教職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス

第六條　委託生ニシテ在学中半途退学シ又ハ委託生タルコトヲ止ムルトキ若ハ卒業后左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其ノ補給ヲ受ケタル学資ヲ當該公共団体又ハ私人ニ償還スヘシ但シ當該公共団体又ハ私人ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認メタルトキハ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免

除スルコトヲ得

一前條ノ義務ヲ盡サヽルトキ

二徴戒免職ニ處セラレタルトキ

三免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

第七條　學校長ハ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

實業學校卒業者ノ研究補習ニ關スル規程

文部省令第二号（明治四十年一月十四日）

實業學校卒業者ノ研究補習ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條　實業學校卒業者ノ研究補習ニ關スル規程

工業學校甲種農業學校水産學校及甲種商業學校ニ於テ本科卒業ノ後特ニ實業ニ關スル事項ヲ研究若ハ補習セントスル者アルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在學セシムルコトヲ得

第二條　明治三十二年文部省令第八号工業學校規程第十一條及第十二條、同年文部省令第九号農業學校規程第十七條及第十八條、同年文部省令第十号商業學校規程第十五條及明治三十四年文部省令第十六号水産學校規程第十三條及第十四條ヲ削除ス

明治三十二年文部省令第十号商業學校規程第十七條中「專攻科及」及「各」ヲ削ル

附則

第二條　本令ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

第四條　本令施行ノ際現ニ專攻科又ハ補習科ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修了ニ至ルマテ仍ホ從前ノ規程ニ依ルコトヲ得

文部省令第十七号（大正五年十月十四日）——大正十年省令第十九号ニヨリ廢止ス

實業學校卒業者ノ研究補習ニ關スル規程左ノ通改正ス

實業學校（實業補習學校ヲ除ク）ニ於テ本科卒業ノ後特ニ實業ニ關スル事項ヲ研究若ハ補習セントスル者アルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在學セシムルコトヲ得

公私立實業學校教員資格ニ關スル規程

文部省令第二十八号

明治三十二年勅令第二十九号實業學校令第十五條ニ基キ公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治四十年九月二十一日　　文部大臣　牧野伸顕

公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程

第一條　左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ実業学校ノ教員タルコトヲ得

一　学位ヲ有スル者

二　帝国大学分科大学卒業者又ハ官立学校ノ卒業者ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者

三　文部大臣ノ指定シタル者

四　文部大臣ノ認可シタル者

第二條　地方長官ニ於テ認可シタル者ハ其ノ道府縣ニ於ケル実業補習学校ノ教員タルコトヲ得

第三條　第一條又ハ第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ従事セントスル学校ノ種類程度学科並ニ担任ノ学科目ヲ記載シタル願書ニ履歴書ヲ添ヘ當該官廳ニ申請スヘシ

第四條　特別ノ必要アルトキハ公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立実業学校ニ在リテハ設立者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

為ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ヲ前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立実業学校ニ存リテハ教諭助教諭訓導又ハ准訓導ト称スルニトヲ得ス

第五條　徒弟学校及実業補習学校以外ノ実業学校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數、之ヲ

有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟学校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立実業学校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該学校現在教員ノ氏名履歴資格従事ノ学科担任学科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ニ添付スヘシ

実業補習学校ニ於テ前條第一項ニヨリ採用スル教員數ノ制限ニ関シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六條　本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ経由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七條　本令ハ実業専門学校ニ関シテハ之ヲ適用セス

附則

第八條　本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

第九條　本令公布ノ際現ニ公立実業学校ノ教諭助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リテ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ対シテハ第四條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十條　本令公布ノ際現ニ実業学校ノ教員タル者ハ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ引續

キ同一学校ニ在職スル場合ニ限リ本令施行ノ日ヨリ一箇年間第五條ノ関係ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有スル教員ノ數ニ算入ス

実業学校修身科教授要目

文部省訓令第十六號

今般本省ニ於テ左ノ通甲種程度実業学校修身教授要目ヲ編纂セリ、地方長官ハ宜シク各学校長ヲシテ本要目ニ準據シ適切ナル教授細目ヲ定メシメ以テ生徒ノ品性ヲ陶冶シ本学科目教授ノ效果ヲ完ウセシメンコトヲ期セラルヘシ、尚徒弟学校及乙種組織ノ実業学校ニ於テモ本要目ヲ斟酌シテ教授要目ヲ編成セシメラルヘシ。

明治四十四年　八月十七日

文部大臣　小松原英太郎

甲種程度ノ実業学校修身教授要目

一修身ノ教授ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ一般國民トシテ又実業家トシテ必要ナル道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ実践躬行ヲ勸奨スルコトヲ努ムヘシ

二本要目ハ修業年限三箇年ノ学校ヲ標準トシ教授スヘキ事項ヲ示シタルモノナリ修業年限ヲ延長セル場合ニ於テハ全学年ニ亙リ本要目中ノ事項ヲ精深ニ教授スルモノトス

第一学年及第二学年　毎週一時

生徒心得

学校ノ種類ニ應シ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ悟ラシムヘシ

教育ニ関スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧愼重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗写セシムヘシ

道徳ノ要領

皇位及皇室

國、國体、臣民

家、祖先、親子、夫婦、兄弟、姉妹、親族、僕婢

社會ノ秩序、風俗、公益、名誉、財産、権利義務

人格

作法

第三学年　毎週一時

戊申詔書

詔書ノ全文ニ就キテ述義シ聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ

道徳ノ要領

職業

実業者ノ本務

同業者間ノ本務、組合員相互間ノ本務、被雇者相互間ノ本務

國文

外國ニ対スル信義、外國人ニ対スル礼義交際

我國道徳ノ特質

我國道徳ノ由来、祖先尊崇、忠孝一致、愛國奉公

作法

隊科ヲ附設セルモノニ於テハ左記ニ依ルヘシ

隊科第一学年及第二学年　毎週一時

生徒心得

学校ノ種類ニ応シ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ悟ラシムヘシ

教育ニ関スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧愼重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗写セシムヘシ

道徳ノ要領

誠実、勤勉、勇気、忍耐、自重、廉恥、節制、身体ノ鍛錬等

孝行、友愛等
敬愛從順信義恭儉礼節同情寛恕謝恩等
忠君、愛國　奉公等
以上ノ事項ハ適切ナル例話ヲ挙ケテ平易ニ教授スヘシ

作法

本科

第一学年及第二学年　毎週　一時

道徳ノ要領
皇位及皇室
國、國体、臣民
家、祖先、親子、夫婦兄弟姉妹、親族僕婢
社会ノ秩序、風俗、公益名誉、財産、權利義務
人格

作法

第三学年　毎週　一時

豫科ヲ附設セサル場合ニ於シ

注意

一、教育ニ関スル勅語ハ第一学年（予科ヲ附設セルモノニ於テハ豫科第一学年）ニ於テ之ヲ授ケ第二学年（豫科ヲ附設セルモノニ於テハ豫科第二学年又ハ本科第一学年）以上ニ於テハ毎学年適宜若干ノ時間ヲ復習ニ充テ且常ニ教授ノ趣旨ヲ玆ニ求メ生徒ヲシテ聖旨ノ存スル所ヲ切実ニ領得セシメンコトヲ要ス

二、修身ノ教授ハ生徒ノ思想年齢ニ應シ又実際ノ生活ニ対シ力メテ適切ナランコトヲ要ス

三、本要目中責務ノ対象ヲ示セルモノニ就キテハ主トシテ之ニ対スル責務ヲ説キ生徒ヲシテ之カ実践ニ必要ナル諸徳ノ涵養ニカメシメンコトヲ要ス

四、作法ヲ教授スルニハ生徒ヲシテ能ク其ノ精神ノ存スル所ヲ知ラシメ應用宜シキヲ得シメン事ヲ要ス但シ之ヲ授クルニハ特ニ時間ヲ設ケス他ノ修身教授ニ於テ便宜併セ課スルモ可ナリ

五、教訓ニ資スヘキ事件ノ偶發シタル時又ハ國民ノ紀念スヘキ日及忠良賢哲ノ紀念日等ニ於テハ適宜教訓スルヲ可トス

実業教育費國庫補助法

法律　第九号

實業教育費國庫補助法

大正三年　三月二十日

第一條　実業教育ヲ奨励スル為國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條　主務大臣ハ前條金額ノ範囲内ニ於テ奨励上必要アリト認ムル公立、私立ノ実業学校ニ對シ補助金ヲ交付ス

第三條　補助金ノ交付ハ用途ヲ指定シテ臨時ニ補助スル場合ヲ除クノ外三年ヲ以テ一期トス

第四條　補助金ノ年額ハ補助ヲ受クル学校ノ設立者ノ負担額ヲ越ユルコトヲ得ス但シ用途ヲ指定シテ臨時ニ交附スル補助金及実業補習学校ニ對シ交附スル補助金ニ就テハ此限ニ在ラス

第五條　補助ヲ受クル学校ノ設立者ハ補助期間其ノ学校經費ヲ継続支出スル義務アルモノトス

第六條　主務大臣補助ヲ受クル学校ノ管理不適當ナリト認メタル時又ハ其学校主務大臣ノ定ムル規程ニ違背シ第五條ノ義務ヲ尽サス若ハ補助ノ條件ニ違反シタル時ハ補助ヲ廢止シ若ハ停止シ又ハ補助金額ヲ減少スルコトヲ得

第七條　主務大臣ハ第二條ノ補助金ノ外公立、私立ノ実業学校教員ノ養成費其ノ他実業教育奨励上必要ト認ムル費用ニ充ツル為第一條ノ豫算ノ額ノ八分ノ一以内ヲ支出スルコトヲ得

附　則

第八條　補助金ノ交附ニ関シ必要ナル規程ハ主務大臣之ヲ定ム

本法ハ大正三年四月一日ヨリ施行ス

本法施行ノ際現ニ存スル補助ノ期間ニ関シテハ仍以前ノ規定ニ依ル

一九七頁ニ續ク

實業教育費國庫補助法施行規則（明治三十二年三月二十日　文部省令第二十號）

文部省令第二十號

明治二十七年文部省令第十四號實業教育国庫補助法施行規則ヲ改正スルコト左ノ如シ

明治三十二年三月三十日　文部大臣伯爵　蜂山資紀

實業教育費國庫補助法施行規則

第一條　實業教育費國庫補助法ニ依リ補助ヲ受ケントスルトキハ學校ノ管理者ヨリ文部大臣ニ申請スヘシ但實業補習學校ニ在リテハ明治三十二年文部省令第十二號實業學校設置廃止規則第一條第一項各號ノ事項ヲ具スヘシ

第二條　補助ヲ受クル學校ノ收支豫算ハ毎會計年度前ニ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但年度内ニ追加豫算ヲ議決シタルトキハ其都度文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

收支決算ハ毎会計年度経過後府縣郡市町村会又ハ組合会ノ認定ヲ経タル上直ニ文部大臣ニ報告スヘシ

第三條　補助ヲ受クル實業補習學校ニ於テ明治三十二年文部省第十二號實業學校設置廃止規則

第一條第一項第一號カ至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第九號
ノ事項ヲ變更シタルトキハ文部大臣ニ屆出ツヘシ

第四條　道廳府縣郡立ニアラサル學校ノ管理者ニ異動アルトキハ其都度文部大臣ニ屆出ツヘシ

第五條　道廳府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ凡テ地方長官ヲ經由スヘシ

第一條ノ申請書ヲ進達スル場合ニ於テ地方長官ハ精査ノ上詳細ナル意見ヲ附シ併セテ其他ノ實業情況ヲ具申スヘシ

第六條　補助金交附ノ手續ハ別ニ定ムル所ニ依ル

附　則

第七條　此規則ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

省令第十六號

明治三十六年三月三十一日

第三條中「第九號」ヲ「第十號」ニ改メ第五號ヲ第六號ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

省令第一號

明治三十二年文部省令第二十號實業教育費國庫補助法施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一項中但書ヲ削除シ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

收支豫算ノ減額又ハ補助ノ增額ヲ受ケタル場合ノ追加豫算ヲ調製シタルトキハ其都度文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ其他ノ場合ニ於テ豫算ノ追加又ハ更正ヲ議決シタルトキハ決算報告ノ際共ニ報告スヘシ

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

省令第十五號

實業教育費國庫補助法施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一項及第三項中「文部大臣」ノ認可ヲ受クヘシトアルヲ「文部大臣ニ報告スヘシ」ニ改ム

大正二年六月三日

第三條　明治三十二年文部省令第十二號實業學校設置廢止規則第一條乃至第四條ノ規定ハ補助ヲ受クル實業補習學校ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省令第十三號

實業教育費國庫補助法施行規則ヲ左ノ通リ改正ス

大正三年四月二十二日　　文部大臣　法學博士　一木喜德郎

實業教育費國庫補助法施行規則

第一條　實業學校ニシテ補助ヲ受ケントスルトキハ公立學校ニ在リテハ其管理者私立學校ニ在リテハ其設立者ヨリ收支豫算ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但實業補習學校ニ在リテハ實業學校設置廢止規則第一條第一號乃至第五號第八號及第十號ノ事項ヲ併セ具スヘシ

第二條　補助ヲ受クル私立學校ノ設立者ハ其學校ノ收支豫算及決算ヲ調製スヘシ

補助ヲ受クル私立學校ノ收支及物品ニ關シ必要ナル會計帳簿ヲ備フヘシ

第三條　補助ヲ受クル學校ノ收支予算ハ毎会計年度前之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ收支豫算書ニハ前年度豫算額及之ニ対スル比較増減ヲ示シ且細目ニツキ説明ヲ附スヘシ

設立者ノ負担額ヲ減額シタル場合ノ更正豫算ハ其都度之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第四條　補助ヲ受クル學校ノ收支決算ハ遅滞ナク之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ收支決算書ニハ左年度豫算額及之ニ対スル比較増減ヲ示シ且増減ニ就キ説明ヲ附スヘシ

第五條　実業學校ニシテ器具器械船舶図書標本其ノ他教授上必要ナル物品ヲ設備スル為購時ニ補助ヲ受ケントスルトキハ公立學校ニ在リテハ其ノ設立者ヨリ左ノ書類ヲ具シ文部大臣ニ申請入ヘシ但シ現ニ補助ヲ受クル學校ニ在リテハ第二號ノ書類ヲ添付スルヲ要セス

一　品目数量価格並用途ヲ記載セル説明書

二　當該年度ニ於ケル其ノ學校ノ收支豫算書

現ニ補助ヲ受ケサル実業補習學校ニ於テハ実業學校設置廃止規則第一條第一項第一號乃至第五號第八號及第十號ノ事項ニ併セ具スヘシ

第六條　前條ニ依リ補助ヲ受ケタルトキハ直ニ追加豫算ヲ調製シ文部大臣ニ報告スヘシ其ノ

國シテハ第四條第一項ノ規定ニ依ル

第七條　補助金ハ補助ヲ受ケタル月ヨリ月割計算ヲ以テ之ヲ交付ス

第八條　補助金ハ毎会計年度ヲ二期ニ區分シ當該年度ノ四月十月ニ各一期分ヲ交付ス但シ新ニ

補助ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ期ニ屆スル補助金並臨時ニ補助ヲ受ケタル場合ノ補助金ハ本文ノ

期月ニ拘ラス之ヲ交付ス

第九條　實業學校設置廢止規則第一條第二項第二號乃至第四號ノ規程ハ補助ヲ受ケル實業補習

學校ニ之ヲ準用ス

第十條　道府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ総テ地方長官ヲ經由

スヘシ

地方長官第一條及第五條ノ申請書ヲ進達スル場合ニ於テハ精査ノ上詳細ナル意見ヲ附スヘシ

第十一條　文部大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ補助ヲ受ケル學校ニ就キ其ノ書

類帳簿並物品ノ檢閲ヲ行ハシムルコトアルヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス　明治三十二年文部省令第二十一号ハ之ヲ廢止ス

（完）

第五期　大正九年前後ヨリ大正末期マデ

二二、大正九年前後に於ける諸学校令の改正

1、小学校令・明治四十年義務年限を延長して以来屢々改正されたが特筆すべき改正は
ない様である・主なるものを上ぐれば、大正八年二月の小学校令の改正は地方学事通則が
改正（大正三年）の爲にそれに適応する様整理したものである。大正十五年の改正は主として
て高等小學校の規定に関するもので、従来の必修科目の外に園藝、手工及「実業」を加へ
た。是は高等小學校に於て実際生活に適切なる教育を施す事を主眼とせるものである。

2、中學校令・大正八年二月改正、其目的を従来規定の如く男子に須要なる普通教育を爲
す事の外に特に國民道徳の養成に力むべきことゝした。又特別の必要ある場合には予科を
設置し得ることゝした。三月二十九日の省令を以て中學校令施行規則中に改正を加へ予科
の修業年限を二年とした。

3、高等女學校令の改正・大正九年七月勅令を以て改正・要旨、(一)高等女學校の目的を従
来規定の如く女子に須要なる高等普通教育を爲すことの外に、特に國民道徳の養成に努め
婦徳の涵養に留意すべきことゝし・(二)、修業年限五ヶ年又は四ヶ年とし、土地の情況に依
り三ヶ年となすことを得るものとした。(三)、高等科の設置を認めた事、高等科は「精深ナ
ル程度ニ於テ高等普通教育ヲ爲スモノトス」とある。

高等女學校令の改正の結果同施行規則を改正し學科目等を改正した。

4、高等學校令の制定・明治四十四年公布の高等中學校令に対し大正二年三月勅令施行の期日は文部大臣が之を定めるといふことになつたが、其實施期日は其後何等定める所なくして歳月を經過し、事實は明治二十七年制定の高等學校令に依り、然も第二条但書にある大學予科の教育のみが行はれて居た・然るに大正七年十二月五日大學令の公布と同時に新たに高等學校令が定められた。改正の要旨、(一)、從來の大學予科を廃して、高等普通教育を授ける機関とした事、四十四年の高等中學校令にも此旨規定してゐるが新令に於ては、「特ニ國民道徳ノ充実ニ力ムヘキモノトス」と附加へてゐる。(二)、七年制の高等學校を本旨とし是を尋常科高等科に分ち高等科のみを設置する事を得るものとした。(三)、高等學校高等科の入學資格を中學第四學年終了とした事、(四)、高等學校予科をおく事を得るものとした事・(五)、文科・理科に大別した事、四十四年の高等中學校令も是を認む。(六)、公立、私立高等學校の設立を認めた事、四十四年の高等中學校令は公立、私立を認めて居ない。高等學校令に関聯して省令を以て高等學校規程(高等學校令の施行に必要なる細則)及び高等學校教員規程を制定した。

大學令の制定・大正七年勅令を以て公布した。其の特色を挙ぐれば、(一)、官立大學の外に公立及び私立大學を認めた事、(二)、綜合大學の外に單科大學を認めた事、(三)、大學の一的を改め、學術攻究の外人格の陶冶及び國家思想の涵養等を重んじた事。(四)必ずしも學年制を設けず學生をして好む所の學科を聽講し、三箇年以上在學の上、一定の試験に応ずれば、學士の称号を得るの自由を与へた事・(五)、分科大學を改めて學部とした事・(六)、大學には必ず研究科をおくことゝした事・(綜合大學に於ては大學院を置くことを得)(七)、入學資格は高等學校高等科卒業者当該大學予科を修了したる者とした事が其の主なるものである。(八)、帝國大學令の改正・大學令の公布の結果大正八年二月新たに帝國大學令を定めて旧令を廃止した・新令に依れば帝國大學は數個の學部を綜合して構成するものとし各学部におく学部の種類は別に勅令を以てこれを定めるものとした。又帝国大學には大學院をおくものとした。

ソ・実業學校令の改正・大正九年十二月十五日勅令第五百六十四号を以て全般に亘る改正を為した・改正の要旨・(一)・実業學校の目的につき、從来の工業、農業、商業等ノ実業ニ從事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス云々とあつたのを改め、工、農、商業等を削り実業ニ從事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシテ兼テ徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトスレとなした・(二)、実業學校の種類中從来農業學校の種類であつた。水産學校を独立させ

て一種の実業學校となし、徒弟學校は全然工業學校と融合させて其特別なる種類を認めないことゝした。(三)、市町村等の実業補習學校の設置に関し、従来は一般実業學校の設置と同様に土地の情況に依り順要であつて其区域内の小學教育の施設上妨けない場合に限ると云ふ法令上の制限があつたのを廃して之が普及発達を便にした。(四)旧令に於ては「商業会議所ハ実業學校ヲ設置スルコトヲ得」とあつたのを新令に於ては更に之を拡張して「(第七條)商業会議所農会其ノ他之ニ準スヘキ公共團体ハ云々」と改め、而て本條二項に於て「前項ノ規定ニ依リ設置シタル実業學校ハ私立トスル」と規定した。(五)、道府縣立の実業補習學校の設置は他の道府縣立學校に附設する場合に限ると云ふ従来の制限を廃して、独立の府縣立実業補習學校を認めた。(六)、公立実業補習學校職員の名称待遇は公立小學校の例に依ると云ふ規定を廃し、同時に公立學校職員令に依ることゝした。以上の諸点が此度の改正の重なるもので其他法文の体裁を整へたものがあるが内容の点に於ける改正ではない。

(一)の目的に就き「徳性の涵養」を掲げたのは此度の諸學校令の改正に共通なる事項である。人格の陶冶は教育の基礎たるに依り従来に於ても精神教育を軽視した訳けでは決してない。殊に明治四十年訓令を以て甲種程度の実業學校に於ける修身教授要目を制定し、修身教授の徹底を期したことは前言の通りである。特に実業學校令に於て此趣旨を明白ならしめて

居るのは社会情勢の変化を物語るものと云はねばならぬ。(三)、(四)、(五)、の改正点は実業補習教育の普及発達を企図せるもので低度の実業教育に当局が力点を置いたことが窺へる。(六)の旧規定の削除は同時に公立學校職員待遇官等等級令を改正して、実業補習學校を同令の実業學校に包含せしめたものである。

改正実業學校令　大正九年十二月十五日勅令第五百六十四号

脱稿密顧問ノ諮詢ヲ経テ実業學校令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正九年十二月十五日

内閣總理大臣　原　敬

文部大臣　中橋徳五郎

勅令第五百六十四号

実業學校令中左ノ通改正ス

第一條　実業學校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス

第二條中「商船學校」ノ下ニ「水産學校其ノ他實業教育ヲ爲ス學校」ヲ加ヘ「蚕業學校、山林學校、獣医學校及水産學校等」ヲ「獣医學校」ニ改メ同條第三項ヲ削ル

第三條第一項但書ヲ削ル

第四條　郡市町村、北海道、沖縄縣ノ区、北海道ノ一級町村、二級町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ実業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ実業補習學校以外ノ実業學校ニ付テハ土地ノ情況ニ依リ順要ニシテ其ノ区域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル

市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ実業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學区ヲ設クルコトヲ得

第五條　商業会議所、農会其ノ他之ニ準スヘキ公共團体ハ実業學校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル実業學校ハ私立トス

第五條ノ二ヲ削ル

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

公立又ハ私立ノ実業學校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ実業補習學校ニ在リテハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　削除

第十二條　削除

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二三、實業学校諸規程の改正

1、實業補習學校規程　明治三十五年の旧規程は頗る簡略なもので、自由寛容に過ぎ殆んど施設上準據すべき点が示されて居ない、当時に於ては斯るものでよかったかも知れないが、到底時勢の進展に応ずる能はざるものであり、依って調査研究の結果全部に亘って改正された。尚実業学校令の改正に於ても特に実業補習教育の発達に留意してゐる。改正の要旨を挙ぐれば　(一)従来の簡略な自由な規程を改めて其の内容を整へ且つ施設上準據すべき所を示した事　(二)実業補習教育の目的本旨を明にした事、但し従来は訓令に於て之を明らかにしてゐる　(三)課程を前期後期に分け其修業年限及教授時数について標準を示した事　(四)前期後期共に相当に普通学科目を必修科目とし殊に前期では之に重きを置いた事　(五)実業に関する学科目については前期では主として実業に関する基礎的知識技能を授け、後期では実業の種類に応じ適切なる事項を選んで授けるのを旨としたこと　(六)法制上乃知識其他国民公民として心得べき事項を授け又経済観念の養成に力むべき事を明かにし更に体育衛生等教養上特に留意すべき事項を示したこと　(七)女子に関する規定を設けたこと　(八)学

科目の分合並びに随意科目選択科目等に関する規定を設け生徒の学力職業の種類に応じ教授事項の選定宜しきを得せしめる様注意したこと　(九)高等の実業補習学校の設置を認め又卒業後の学習に関する規定を設けた事　(十)教授上の設備に関する規定を設けたこと　(十一)短期特殊の事項を授けるため随時講習を為すを得る規定を設けたこと　(十二)学校の名称に関し旧規程の補習学校の文字を附する制限を廃した事等が其の主なるものである。

2、實業学校規程　実業学校令の改正に伴ひ実業学校諸規程も漸次改正された。農商船、水産学校規程は大体同一の構造を有するものであるから之等諸規程に共通ふる改正の要旨を挙ぐれば　(一)甲種乙種(工業学校に就いては徒弟学校)の種別を廃し之を融合したる一制定とし修業年限学科目について酌量の余地をおき、これに依って実業学校の整備充実を期した事　(二)学科目に改善を加へ人格の陶冶に留意して普通学の学習を相当多からしめたこと　(三)実業の学科及学科目の範囲が濫りに広汎多岐に亘る事の弊を避け教授の徹底を期したこと　(四)実業学校相互の間又は他の学校との関係に於て聯絡の道を開いたこと　(五)長期に亘り実習のみを課することを認めたこと　(六)女子に関する規定を一般に設け、女子の実業教育に刷新を加へた事が其の主なるものである。各学校規程に特殊なるものを挙ぐれば　(一)工業学校に於ては夜間教授を認む　(二)工業学校に於ては其所在地の工場と聯絡を保ち其設

備を実習教授に利用する事を認む　(三)商業学校に於ては二部の制度を認む（大正四年の
正を存続せしものである）(四)農業学校及商船学校に於ては夫々農業及海事に関する事項を
専修する者の為に、修業年限二年以内の特殊組織に依る学校を認めたり等が主なるもの
であるが尚以上の改正の趣旨に就いては昭和五年の文部省訓令第十号を参照せられたい。

3. 職業学校規程　大正九年の実業学校令の改正に於て「其他実業教育を為す学校」を認
めたので新たに職業学校規程を設け裁縫、家事、割烹等に関する教育の発達を助長するこ
とを期した職業学校で課する職業の種類が雑多で他の実業学校と同様に律することが困難
であるから修業年限は尋常小学校卒業后二箇年のものをも認めた。

4. 二種以上の実業学校の学科をおく学校に関する規程
（明治三十七年の規程を精密にしたものである）

5. 実業学校教員に関する規程
実業学校教員養成規程
大なる改正はない、大正九年教員養成所の生徒の学資補給金額を十五円より二十五円に増
額し、大正十年に大学及専門学校の学生生徒にして卒業の後実業学校の教職に従事すべき
者にも二十五円以内の学資補給を認めた。

○文部省令第三十二號
実業補習学校規程左ノ通改正ス
大正九年十二月十七日　　文部大臣　中橋徳五郎

実業補習学校規程

第一條　実業補習学校ハ小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スルモノニ対シ職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ本旨トス

第二條　実業補習学校ノ課程ヲ前期、後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ関スル学校ニ在リテハ二年、農業又ハ水産ニ関スル学校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス

第三條　実業補習学校ニ入学スルコトヲ得ルモノハ前期ニ在リテハ尋常小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタルモノ、高等小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス

第四條　実業補習学校ノ教授時数ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ関スル学校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ関スル学校ニ在リテ

八前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス

第五條　実業補習学校ノ学科目ハ前期ニ在リテハ修身、国語、数学、理科及職業ニ関スル学科目トシ後期ニ在リテハ修身、国語、数学及職業ニ関スル学科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ国語又ハ数学ハ之ヲ欠クコトヲ得、女子ニ課スヘキ学科目ハ前期ニ在リテハ修身、国語、数学、家事、裁縫及職業ニ関スル学科目トシ、後期ニアリテハ修身、国語、家事、裁縫及職業ニ関スル学科目トス　但シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ国語、家事、裁縫中二科目以内ハ之ヲ欠クコトヲ得

前二項ノ学科目ノ外必要ニ応シ厂史、地理、体操、法制、経済、簿記、外国語、其他ノ学科目ヨリ適宜選択シテ之ヲ加設スルコトヲ得

第六條　一学科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ学科目又ハ其ノ一部ニ併セ之ヲ一学科目ト為スコトヲ得

第七條　加設学科目及後期ノ職業ニ関スル学科目中或ル事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選択履修セシムルコトヲ得

一学科目又ハ数学科目ニ付キ或ル学年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ学力アリト認メタルモノニ対シテハ当該学年ニ於テ之ヲ課セサルコトヲ得

第八條　実業補習学校ニ於テハ適当ナル学科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又経済観念ノ養成ニ力ムルヲ要ス

職業ニ関スル学科目ニ於テハ前期ニアリテハ工業、農業、商業又ハ水産等ニ関シ主トシテ基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ応シ適切ナル事項ヲ授クルヲ要ス

第九條　実業補習学校ニ於テハ常ニ生徒ノ体育及衛生ニ留意スルヲ要ス

第十條　実業補習学校ニ於テハ前期又ハ後期ノ課程ノミヲ置クコトヲ得

ヲ設ケ一定ノ期間之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十一條　実業補習学校ニハ土地ノ情況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ヲ本ヘ更ニ学習セントスル者ノ為別ニ適宜ノ課程ヲ設クルコトヲ得

第十二條　工業、農業、商業、水産以外ノ職業ニ関スル実業補習学校ノ修業年限、教授時数、学科目等ハ前数條ノ規定ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第十三條　前各條ニ規定スルモノノ外後期ノ課程ヲ本ヘタルモノ又ハ相当ノ年令ニ達シ相当ノ学力若ハ技能ヲ有スル者ニ対シ主トシテ職業ニ関スル専門ノ事項ヲ授クル為高等ノ実業補習学校ヲ設クルコトヲ得

高等ノ実業補習学校ノ修業期間、教授時数、学科目等ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

高等ノ実業補習学校ノ課程ハ他ノ実業補習学校ノ課程トシテ之ヲ置クコトヲ得

第十四條　実業補習学校ニ於テハ短期間特殊ノ事項ヲ授クル為随時講習ヲ為スコトヲ得

第十五條　実業補習学校ハ学校、試験場、講習所等ニ併設スルコトヲ得

第十六條　実業補習学校ニハ分教場ヲ設クルコトヲ得

第十七條　実業補習学校ニハ学科目、教授時数及学級数ニ応シ相当員数ノ教員ヲ置クヘシ

第十八條　実業補習学校ニハ必要ナル諸室、図書、器具、機械、標本等ヲ備フヘシ

第十九條　実業補習学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項ハ左ノ如シ

一、学校ノ目的

二、修業年限ニ関スル事項

三、学科目及其程度ニ関スル事項

四、教授時数ニ関スル事項

五、教授ノ時刻及季節ニ関スル事項

六、休業日ニ関スル事項

七、入学退学等ニ関スル事項

八、授業料等ニ関スル事項

第二十條　道府県立ニアラサル実業補習学校ノ修業年限、学科目及其程度並教授時数ニ関スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別ノ事由ニ依リ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ本令施行ノ後三年間ハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

○文部省令第二號

工業学校規程左ノ通改正ス

大正十年一月十二日

文部大臣　中橋徳五郎

工業学校規程

第一條　工業学校ノ修業年限ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ応シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年

二、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各号ニ該当セサルモノヲ以テ入学資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得

第二條　工業学校ニ入学スルコトヲ得ルモノハ年齢十二年以上ニシテ尋常小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條　第一学年ノ入学志願者中尋常小学校ヲ卒業セサル者又ハ高等小学校若クハ他ノ学校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試験ニヨリ其ノ学力ヲ検定スヘシ

相当年令ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試験ニ依リ相等ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許スコトヲ得

第四條　他ノ工業学校ノ生徒ニシテ転学ヲ希望スルモノアルトキハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相当学年ニ編入スルコトヲ得

他ノ工業学校ヲ卒業シタル者ニシテ入学ヲ志望スルモノニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第五條　工業学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ二十四時以内トス　但シ低学年ニ在リテハ三十時、高学年ニ在リテハ実習ヲ課セサル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時迄之ヲ

実習ノ教授時数ハ学科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條　高学年ニ在リテハ一学年ニ付キ三月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得　但特別ノ必要アル場合ニ限リ一月以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七條　教授日数ハ毎学年二百十日以上トス　但特別ノ事情ニ依リ酷時休業ナシタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第八條　工業学校ノ学科ハ工業ノ種類又ハ之ヲ細分シタルモノニ依リ左ノ例ニ準シ適宜之ヲ定ムヘシ

機械科、工作機械科、蒸汽工科、船用機関科、内燃機関科、精密機械科、製造用機械科、水力機械科、製図科、木型科、鋳工科、鍛工科、仕上科、機械仕上科、兵器科、造船科

電気科、電気機械科、電力科、電気通信科、電気鉄道科、照明科

土木科、鉄道科、河港科、道路橋梁科、水道科、水力科、測量科

建築科、木工科、石工科、塗工科、鉛工科

採鉱科、炭鉱科、石油科、撰鉱科、冶金科、製鉄科、応用科学科、分析科、塗料科、製図科

醸造科、製革科、油脂科、製紙科
電気化学科、電鋳科、電鍍科、電餅科
窯業科、製陶科、陶画科、琺瑯科、硝子科
染織科、色染科、機織科、紡績科、織物仕上科、
鋳金科、鍛金科、原型科、玩具科、家具科、添工科、
女子ニ付テハ色染、機織、紡績、製糸、図案、分析其ノ他女子ニ適当ナルモノヨリ選択シテ
之ヲ定ムヘシ

第九條　二学科以上ヲ置ク場合ニ於テハ学科ノ種類、修業年限ニ依リ或学年ノ課程ハ之ヲ学
科別ト為サヽルコトヲ得

第十條　工業学校ノ学科目ハ修身、国語、数学、物理及化学、図画、法制及経済、体操並工
業ニ関スル学科目及実習トス　但シ修業年限、学科ノ種類ニ依リ外国語、博物、地理、一
商業大意、工場要項其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得
女子ニ付テハ修身、国語、数学、理科、図画、家事及裁縫、体操並工業ニ関スル学科目及実
習トス　但シ地理、厂史、音楽具ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

工業ニ関スル学科目ハ学科ノ種類、修業年限ニ応シ適切ナル事項ヲ選ヒ之ヲ定ムヘシ

学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十一條　土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亘リ教授ヲ為スコト
ヲ得　但午后九時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條　工業学校ヲ卒業シ特ニ工業ニ関スル事項ヲ研究若クハ補習セントスルモノアルトキ
ハ設備ノ許ス限リ之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十三條　工業学校ニ於テ或学科目ヲ選修セシムル為メ選科生ヲ置クコトヲ得

第十四條　工業学校ニ於テハ主トシテ工業ニ関スル事項ヲ授ケ又ハ随時講
習ヲ為スコトヲ得

第十五條　工業学校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ体操場ニ充ツヘキ相当ノ場所ヲ設ク
ルコトヲ要ス

第十六條　工業学校ニ於テハ学科目、教授時数及学級数ニ応シ普通学科目並工業ニ関スル学科
目及実習ニ付各相当員数ヲ置クコトヲ要ス

第十七條　工業学校ニ於テハ教室、実験室、実習場、図書、器具、機械、標本、模型等ヲ備フ
ルコトヲ要ス　但シ実習場ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ便宜他ノ工場ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

徒弟学校規程ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ存スル徒弟学校ハ女子職業学校ヲ除クノ外本令ニ依リ設置セラレタル工業学校ト看做ス

本令施行ノ際現ニ存スル工業学校及前項ノ学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ当分ノ内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル学校ニ付キ亦同シ

本令施行ノ際現ニ存スル工業学校ニ類スル各種学校ニシテ本令ニ依ラントスルモノニ付テハ第十條及第十六條ノ適用ニ関シ当分ノ内之ヲ斟酌スルコトヲ得

○文部省令第三號

職業学校規程左ノ通定ム

大正十年一月十三日

文部大臣　中橋徳五郎

職業学校規程

第一條　職業学校ノ修業年限ハ二年以上四年以下トス　但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ学科ノ種類、入学資格等ニ応シ一年以内之ヲ伸縮スルコトヲ得

第二條　職業学校ニ入学シ得ル者ノ資格ハ年齢十二年以上ニシテ学力尋常小学校卒業程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第三條　職業学校ノ毎週教授時数ハ二十四時以上トス

第四條　教授日数ハ毎学年二百日以上トス　但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ為シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第五條　職業学校ノ学科ハ裁縫、手藝、割烹、写真、簿記、通信術、其ノ他特種ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ

二学科以上ヲ置ク場合ニ於テハ学科ノ種類、修業年限ニ依リ或学年ノ課程ハ之ヲ学科別ト為サヽルコトヲ得

第六條　職業学校ノ学科目ハ修身、国語、数学、体操並職業ニ関スル学科目及実習トス　但シ体操ハ之ヲ缺クコトヲ得

前項ノ学科目　外修業年限、学科ノ種類ニ依リ理科、図画、外国語其ノ他ノ学科目ヲ加設シ女子ニ付テハ尚家事、音樂其ノ他ノ学科目ヲ加設スル事ヲ得

学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

加設学科目又ハ職業ニ関スル学科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得

第七條　職業学校ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ更ニ或事項ヲ專攻セムトスルモノノ爲メ專攻科ヲ置クコトヲ得

專攻科ノ修業年限ハ二年以内トス

第八條　職業学校ニ於テハ或学科目ヲ選修セシムル爲選科生ヲ置クコトヲ得

第九條　職業学校ニ於テハ主トシテ職業ニ関スル事項ヲ授クル爲別科ヲ設ケ又ハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十條　職業学校ニ於テハ学科目、教授時数及学級数ニ応シ相当員数ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十一條　職業学校ニ於テハ教室其ノ他必要ナル諸室、器具、機械、標本、模型等ヲ備ヘ又實習ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

文部省令第四號

農業学校規程左ノ通改正ス

大正十年一月十五日

文部大臣　中橋徳五郎

農業学校規程

第一條　農業学校ノ修業年限ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ応シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一　尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ二年乃至五年

二　高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年

前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第二條　農業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十二年以上ニシテ尋常小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條　第一学年ノ入学志願者中尋常小学校ヲ卒業セサル者又ハ高等小学校若クハ他ノ学校

ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試験ニヨリソノ学力ヲ検定スヘシ

相当年齢ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ各程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試験ニヨリ相等ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許スコトヲ得

第四條　他ノ農業学校ノ生徒ニシテ転学ヲ志望スルモノアルトキハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相当学年ニ編入スルコトヲ得

他ノ農業学校ヲ卒業シタル者ニシテ入学ヲ志望スルモノニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第五條　農業学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ三十時以内トス　但シ実習ヲ課セサル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

実習ノ教授時数ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條　農業学校ニ於テハ一学年ニ付二月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得　但シ高学年ニ在リテハ一月以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七條　教授日数ハ毎学年二百十日以上トス　但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休学ヲ為シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第八條　農業学校ノ学科目ハ修身、国語、数学、物理及化学、博物、法政及経済、体操並農業ニ関スル学科目及実習トス

農業ニ関スル学科目及実習ノミヲ課スルコトヲ得　但シ修業年限、土地ノ情況等ニ依リ地理、歴史、簿記、図画、

手工、外国語其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身、国語、数学、理科、家事及裁縫、体操並農業ニ関スル学科目及実習トス

但地理、歴史、簿記、図画、音楽、手芸、其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第九條　農業ニ関スル学科目ハ作物、園芸、土壌、肥料、作物病虫害、畜産、家畜生理、養蚕、蚕体生理、蚕病、製糸、農業経済、造林、森林保護、森林利用、森林教学、森林経理、農林工学、獣医、水産其ノ他必要ナル事項ヨリ選択シテ之ヲ定ムヘシ

女子ニ付テハ耕種、園芸、畜産、農産製造、養蚕、製紙其ノ他女子ニ適当ナルモノヨリ選択シテ之ヲ定ムヘシ

第十條　学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十一條　農業学校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ学科ヲ農業科、養蚕科、園芸科、畜産科、又ハ林業科等ニ分チ其ノ一学科又ハ数学科ヲ置クコトヲ得

二学科以上ヲ置ノ場合ニ於テハ学科ノ種類、修業年限ニ依リ或学年ノ課程ハ之ヲ学科別ト為サヽルコトヲ得

第十二條　農業学校ヲ卒業シ特ニ農業ニ関スル事項ヲ研究若クハ補習セムトスルモノアルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十三條　農業学校ニ於テハ或学科目ヲ選修セシムル為メ選科生ヲ置クコトヲ得

第十四條　農業学校ニ於テハ主トシテ農業ニ関スル事項ヲ授クル為メ専修科ヲ設ケ又ハ臨時講習ヲ為スコトヲ得

第十五條　農業学校ニ於テハ学科目、教授時数及学級数ニ応シ普通学科目並農業ニ関スル学科目及実習ニ付各相当員数ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十六條　農業学校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ体操場ニ充ツヘキ相当ノ場所及実習地ヲ設クルコトヲ要ス

第十七條　農業学校ニ於テハ教室、実習室及実習ニ必要ナル建物、図書、器具、機械、標本等ヲ備フルコトヲ要ス

第十八條　農業ニ関スル事項ヲ専修セムトスル者ノ為メニ特殊ノ組織ニ依リ修業年限二年以内ノ学校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ学校ノ入学資格、教授ノ日数及時数、学科目等ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第十九條　前條ノ学校及専修科ノ教場ハ隨時必要ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得

第二十條　獣医学校ノ修業年限ハ四年トス　但シ特別ノ必要アルトキハ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第二十一條　獣医学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十四年以上ニシテ高等小学校卒業程度ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ

第二十二條　獣医学校ノ学科目ハ修身、国語、数学、物理及化学、博物、法制及経済、体操並獣医ニ関スル学科目及実習トス　但シ外国語、其他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

獣医ニ関スル学科目ハ解剖及組織、生理、病理、衛生、薬物及調剤、内科、外科、産科、獣医警察、蹄鉄、畜産等トス

学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十三條　第三條乃至第十二條乃至第十七條ハ之ヲ獣医学校ニ準用ス

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル農業学校ニシテ本令ノ規程中之ニ依リ難キモノハ当分ノ内従前ノ例ニ依ルコトヲ得大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル学校ニ付亦同シ

文部省令第五號

二種以上ノ実業学校ノ学科ヲ置ク学校ニ関スル規程左ノ通リ定ム

大正十年一月十八日　　文部大臣　中橋徳五郎

二種以上ノ実業学校ノ学科ヲ置ク学校ニ関スル規程

第一條　工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、水産学校及職業学校ノ内二種以上ノ学校ノ学科又ハ之ヲ併合シタル学科ヲ置ク実業学校ヲ設クルコトヲ得

第二條　前條ノ実業学校ノ修業年限、入学資格、学科目及其ノ程度、設備等ハ学科ノ種類ニ応シ工業学校規程、農業学校規程、商業学校規程、商船学校規程、水産学校規程又ハ職業学校規程ニ準シ之ヲ定ムヘシ

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年文部省令第七號ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際明治三十七年文部省令第七號ニ依リ現存スル実業学校ハ本令ニ依ル実業学校ト看做ス

文部省令第十七號

商業学校規程左ノ通改正ス

大正十年三月十八日　　文部大臣　中橋徳五郎

商業学校規程

第一條　商業学校ノ修業年限ハ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一　尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年

二　高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年

前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各号ニ該当セザルモノヲ以テ入学資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ三年以上ニ於テハ適宜定ムルコトヲ得

第二條　商業学校ニ入学スルコトヲ得ルモノハ年令十二年以上ニシテ尋常小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條　第一学年ノ入学志願者中尋常小学校ヲ卒業セサル者又ハ高等小学校若クハ他ノ学校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試験ニ依リ其学力ヲ検定スヘシ

相当年令ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試験ニ依リ相当ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許スコトヲ得

第四條　他ノ商業学校ノ生徒ニシテ転学ヲ志望スルモノアル時ハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相当学年ニ編入スルコトヲ得

他ノ商業学校ヲ卒業シタル者ニシテ入学ヲ志望スルモノニツイテハ前項例ニ依ル

第五條　商業学校ノ毎週教授時数ハ三十三時以内トス

第六條　教授日数ハ毎学年二百十日以上トス　但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ為シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第七條　高学年ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一学年ニ付三月以内商業ニ関スル実地練習ノミヲナサシムルコトヲ得

第八條　商業学校ノ学科目ハ修身、国語、数学、地理、厂史、理科、外国語、法制、経済、体操並商業ニ関スル学科目トス　但シ図画、工業大意其ノ他学科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身、国語、数学、地理、厂史、理科、外国語、家事及裁縫、体操並商業ニ関スル学科目トス　但シ図画音楽法制及経済其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第一條第一項第一号中ノ学校中修業年限三年ノモノ及第二号ノ学校ニ在リテハ厂史理科ヲ欠クコトヲ得

第九條　商業ニ関スル学科目ハ商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業実践、商業地理、商業史、商業法規、商業英語、タイプライチング、速記術其ノ他必要ナル事項ヨリ選択シテ之ヲ定ムヘシ

前項ノ学科目中、商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業実践ハ之レヲ欠クコトヲ得ス　但シ第一條第一項第一号ノ学校中修業年限三年ノモノ、女子ノ学校及特別ノ必要ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ商品、商業実践ヲ課セサルコトヲ得

第十條　学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十一條　土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亘リ教授ヲ為スコトヲ得　但シ午前九時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條　第一條第一項第一号ノ学校中修業年限五年ノモノ及第二号学校ニハ第二部ヲ設クルコトヲ得

第十三條　第二部ニ入学スルコトヲ得ルモノハ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者若クハ之ニ準スヘキ者トス

第十四條　第二部ノ修業年限ハ一年トス　但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第十五條　第二部ノ毎週教授時数ハ三十六時以内トス

第十六條　第二部ノ学科目ハ修身、商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業英語、商業法規、経済トス

但シ必要ニ応シ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第十七條　商業学校ニ於テハ或ル学科目ヲ選修セシムル為メ選科生ヲ置クコトヲ得

第十八條　商業学校ニ於テハ主トシテ商業ニ関スル事項ヲ授クル為メ専修科ヲ設ケ又ハ随時講習ヲ為スコトヲ得

第十九條　商業学校ニ於テハ学科目教授時数及学級数ニ応シ相当員数ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第二十條　商業学校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ体操場ニ充ツヘキ相当ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第二十一條　商業学校ニ於テハ教室、実験室、商業実践室、其ノ他必要ナル諸室、図書、器具、機械、標本模型、商品見本等ヲ備フルコトヲ要ス

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル商業学校ニシテ本令ノ規定中之レニ依リ難キモノハ当分ノ内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得、大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル学校ニ付亦同シ

本令施行ノ際現ニ商業学校ニ類スル各種学校ニシテ本令ニ依ラントスルモノニ付テハ第八條及第二十條ノ適用ニ関シ当分ノ中之ヲ斟酌スルコトヲ得

文部省令第十三号

商船学校規定左ノ通改正ス

大正十二年三月三十一日　文部大臣　鎌田栄吉

商船学校規定

第一條　商船学校ノ修業年限ハ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一　尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ五年

二　高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ四年

三　高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年

前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第二條　商船学校ニ入学シ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條　第一学年ノ入学志願者中尋常小学校ヲ卒業セサルモノハ高等小学校第一学年ヲ修了セサル者、高等小学校ヲ卒業セサル者、若ハ他ノ学校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ハラサル者ニ付テハ試験ニ依リ其ノ学力ヲ検定スヘシ

相当年齢ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試

験ニ依リ相等ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許スコトヲ得

第四條　他ノ商船学校ノ生徒ニシテ轉学ヲ志望スル者アルトキハ試験ヲ行ハズシテ之ヲ相當学年ニ編入スルコトヲ得

第五條　商船学校ノ毎週教授時数ハ技業ヲ除キ三十時以内トス　但高学年ニ在リテハ二百十日以上ノ学年ニ在リテハ三十三時マデヲ増加スルコトヲ得

以上トス　但特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時マデヲ増加スルコトヲ得

技業ノ教授時数ハ学科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條　教授日数ハ一学年ニ付最終学年ニ在リテハ二百日以上其ノ他ノ学年ニ在リテハ二百十日以上トス　但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲナシタル場合ハ此ノ限リニアラス

試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入ス

第七條　商船学校ノ学科目ハ修身　国語　数学　物理及化学　外国語　法制及経済　体操並ニ実業ニ関スル学科目及ヒ技業トス　但シ地理　歴史　博物　図畫　商業大意　音楽　其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第八條　実業ニ関スル学科目ハ運用術　航海術　機関術　機械製図　海上気象学大意　海事諸法規　船舶衛生　其ノ他必要ナル事項ヨリ選択シテ之ヲ定ムヘシ

第九條　学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十條　商船学校ノ学科ハ之ヲ航海科及機関科ニ分ツ　但シ其ノ一学科ノミヲ置クコトヲ得

二学科ヲ置ノ場合ニ於テハ或学年ノ課程ハ之ヲ学科別ト為サヽルコトヲ得

第十一條　商船学校ニ於テハ主トシテ海事ニ関スル事項ヲ授クルタメ專修科ヲ設ケ又ハ随時講習ヲ為スコトヲ得

第十二條　商船学校ニハ本科又ハ專修科卒業後一定ノ期間実習ニ従事セムトスル者ノタメニ練習科ヲ置クコトヲ得

第十三條　商船学校ニ於テハ学科目教授時数及学級数ニ應シ普通学科目並ニ実業ニ関スル学科目　技業及実習ニ付各相當員数ノ教員数ヲ置クコトヲ要ス

第十四條　商船学校ニ於テハ校地改若クハ其附近ニ於テ船舶ヲ以テ校舎ニ代用スル場合ハ其繋留地附近ニ於テ体操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十五條　商船学校ニ於テハ教室　技業室　実験室　其ノ他必要ナル諸室　図書　器具　機械標本　模型　機動艇　端艇　操帆練習設備等ヲ備フルコトヲ要ス

第十六條　海事ニ関スル事項ヲ專修セムトスル者ノタメニ特殊ノ組織ニ依リ修業年限二年以内ノ学校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ学校ノ入学資格　教授ノ日数及時数　学科目等ハ土地ノ状況ニ依リ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

シ

第十七條　前條ノ学校及専修科ノ教場ハ随時必要ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル商船学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ當分ノ内従前ノ例ニ依ルコトヲ得

文部省令第十五号

水産学校規定左ノ通改正ス

大正十二年四月四日　文部大臣　鎌田栄吉

水産学校規程

第一條　水産学校ノ修業年限ハ学科ノ種類土地ノ情況等ニ應シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一　尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年

二　高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年

前項ノ修業年限ハ遠洋漁業科ニ在リテハ二年以内、其ノ他ノ学科ニ在リテハ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内ヲ延長スルコトヲ得

土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各号ニ該當セサル者ヲ以テ入学資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得

第二條　水産学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小学校程度以上ノ学力ヲ有スル者トス

第三條　第一学年ノ入学志願者中尋常小学校ヲ卒業セサル者又ハ高等小学校若ハ他ノ学校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試験ニ依リ其ノ学力ヲ検定スヘシ

相當ノ年齢ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試験ニ依リ相當ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学スルコトヲ得

第四條　他ノ水産学校ノ生徒ニシテ轉学ヲ志望スル者アルトキハ試験ヲ行ハズシテ之ヲ相當学年ニ編入スルコトヲ得

他ノ水産学校ヲ卒業シタル者ニシテ入学ヲ志望スル者ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第五條　水産学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ三十時以内トス　但シ実習ヲ課セサル期間其ノ他ノ特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時マテニヲ増加スルコトヲ得

実習ノ教授時数ハ学科ノ種類　土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條　高等学年ニアリテハ一学年ニ付三月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得　但シ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七條　教授日数ハ毎学年二百十日以上トス　但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休学ヲナシタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第八條　水産学校ノ学科目ハ修身　国語　数学　地理　物理及化学　博物　法制及経済　体操並水産ニ関スル学科目及実習トス　但シ修業年限ニ依リ或学年ノ課程ヘニヲ学科別トナスヘシ

図画其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身　国語　数学　理科　家事及裁縫　体操並水産ニ関スル学科目及実習トス

但シ地理　歴史　簿記　図画　音楽　手藝　其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第九條　水産ニ関スル学科目ハ水産養殖　発生　漁撈　水産製造　水産化学　微生物　水産動物　水産植物　海洋　気象　水産法規　水産経済　其ノ他必要ナル事項ヨリ選択シテニヲ乃至ヲ定ムヘシ

第十條　学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十一條　水産学校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ学科ヲ水産科　養殖科　漁撈科　製造科　遠洋漁業科　等ニ分チ其ノ一学科又ハ二学科以上ヲ置クコトヲ得

二学科以上置イタル場合ニ於テハ修業年限ニ依リ或学年ノ課程ヘニヲ学科別トナルヽコトヲ得

第十二條　水産学校ヲ卒業シ特ニ水産ニ関スル事項ヲ研究　若ハ補習セントスル者アルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十三條　水産学校ニ於テハ主トシテ水産ニ関スル事項ヲ授クル為メ専修科ヲ設ケ又ハ随時講習ヲ為スコトヲ得

第十四條　水産学校ニ於テハ学科目　教授時数及学級数ニ応シ普通学科目並ニ水産ニ関スル学科目及実習ニ付各相当員数ノ教員ヲオクコトヲ要ス

第十五條　水産学校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ体操場ニ充ツヘキ相当ノ場所ヲ設ノルコトヲ要ス

第十六條　水産学校ニ於テハ教室　実験室　実習場　実習船　図書　器具機械　標本　模型等ヲ備フルコトヲ要ス　但シ実習場　実習船ハ特別ノ事情アル場合ニ限リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ漁場　工場又ハ漁船ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ有スル水産学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ當分ノ内従前ノ例ニ依ルコトヲ得

二四、実業補習学校教員養成所令の制定

實業補習教育の發達にも拘らず其の教員は多くは小学校教員の兼任であつたので專任教員設置奨励のため大正九年から特に三十六万円北海道及各府縣に交付することにした。而て他方此等の必要を滿す爲め本令の制定となつたのである。本令制定と同時に施行規則を公布し、修業年限　学科目　入学資格等を詳細に規定した。

實業補習学校教員養成所令（大正九年十月二十九日　勅令第五百二十一号）

實業補習学校教員養成所

第一條　北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習学校教員養成所ノ設置及廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二條　實業補習学校教員養成所ハ本令ノ定ムル所ニ依リ、

第三條　略又（職員ノ種類　所長　教諭　助教諭　書記）

第四條　略又（所長ノ待遇　責任　及職務

第五條　略又（教諭ノコト）

第六條　略又（書記ノコト）

第七條　略又（職員ノ待遇　官等俸給　旅費ノ分限ノコト）

公立学校職員中実業学校職員ニ在シ

第八條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外實業補習学校教員養成所ノ設置　廃止　入学資格　修業年限　学科及学科目　並教諭及助教諭ノ資格等ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

文部省令第三十三号

實業補習学校教員養成所令施行規則左ノ通定ム

大正九年十二月十八日　文部大臣　中橋徳五郎

實業補習学校教員養成所令施行規則

第一條　實業補習学校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第二條　實業補習学校教員養成所ノ学科目ハ修身　教育　経済　並實業ニ関スル学科目及實習トス、但シ女子ニ付テハ家事　裁縫ヲ加ヘ法制　経済ハ之ヲ缺クコトヲ得

第三條　第一項第二号ニ該當スル者　又ハ之ニ準スベキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セザルコトヲ得

第一項学科目ノ外国語　数学　外国語　簿記　社会学大意　其他必要ナル学科目ヲ加設スルコトヲ得

第三條　實業補習教員養成所ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノタルベシ

一　尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ實業学校又ハ之ト同程度ノ實業学校ヲ卒業シタル者

二　師範学校ヲ卒業シタル者

前項ノ外中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者、小学校本科正教員　小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者、若ハ尋常小学校卒業程度ヲ以ツテ入学資格トスル修業年限三年以上ノ實業学校ヲ卒業シニ年以上実業ニ関スル経験ヲ有スル者　其他之ニ準ズベキ者ニシテ相當ノ学力アリト認メタルモノハ之ヲ入学セシムルコトヲ得

第四條　實業補習学校教員養成所ニハ講習科ヲ設クルコトヲ得

第五條　實業補習学校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノタルベシ

第六條　實業補習学校教員養成所ハ公立学校又ハ實業ニ関スル公立ノ試験場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第七條　實業補習学校教員養成所ニ於テハ教室　実習場　器具　標本　図書　実験室

其他教授上必要ナル設備ヲ為スベシ

第八條　實業学校設置　廃止規則ハ實業補習学校教員養成所ノ設置廃止ニ関シ之ヲ準用ス

第九條　實業補習学校教員ノ養成所生徒ノ学費ノ給與及卒業後ノ服務ニ関スル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス　但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十一日マテ之ヲ斟酌スルコトヲ得

文部省令第三十四号

公立實業学校教員資格ニ関スル規程中左ノ通改正ス

大正九年十二月十八日　文部大臣　中橋徳五郎

第一條　一般ノ實業学校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ノ外左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ實業補習学校ノ教員タルコトヲ得

一　實業補習学校教員養成所卒業者

二　小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者

第二條ノ二　實業ニ関スル特別ノ知識経験ヲ有スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ實業補習学校ノ教員タルコトヲ得

第三條中「第二條」ヲ「第二條ノ二」ニ改ム

第四條中「第一條又ハ第二條」ヲ「第一條乃至第二條ノ二」ニ「助教諭　訓導又ハ准訓導」ヲ「助教諭」ニ改ム

第四條ノ二　左ノ各号ノ一ニ該當スル者ニアラザレバ公立實業補習学校ノ教諭ト為スコトヲ得ズ

一、一般ノ実業学校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者

二　修業年限二年ノ實業補習学校教員養成所ヲ卒業シタル者

三　前号以外ノ實業補習学校教員養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上助教諭ノ職ニ在リタル者

四　小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ職ニ在リタル者

實業補習学校以外ノ公立学校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在リタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス公立實業補習学校ノ教諭ト為スコトヲ得

第五條中「徒弟学校」ヲ「職業学校」ニ、「前條」ヲ「第四條」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年文部省告示第百九十二号公立私立實業学校教員タルコトヲ得ル者ノ指定第二号各項ノ一ニ該當シ本令施行ノ際現ニ実業学校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者ハ実業学校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ実業補習学校ノ訓導ノ職ニ在ル者ハ実業補習学校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ実業補習学校訓導ノ職ニ在ル者ニシテ第二條第一項ノ資格ヲ有スルニ付テハ第四條ノ二ノ適用ノ関シ助教諭ノ在職年数ヲ相當斟酌スルコトヲ得

大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル実業補習学校教員養成所ニ準ズベキ施設ニシテ文部大臣ノ指定シタルモノハ本令ノ適用ニ関シ実業補習学校教員養成所ト看做ス

文部省令第四号

實業学校教員検定ニ関スル規程左ノ通定ム

大正十一年一月二十四日　文部大臣　中橋徳五郎

實業学校教員検定ニ関スル規程

第一條　實業学校教員検定ハ受検者ノ学力、性行及身体ニ就キ之ヲ行フ

第二條　検定ヲ為スヘキ学科目ハ實業ニ関スル学科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス

第三條　試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験検定ハ随時之ヲ行フ

試験検定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試験施行ノ期日及場所ハ教員検定委員会長之ヲ告示ス

第四條　検定ヲ受ケントスル者ハ第一号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験検定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方廳ヲ経由シ無試験検定ニ在リテハ其ノ住所地方ノ地方廳又ハ當該学校ヲ経由シテ文部大臣ニ出願スベシ

一　第二号書式ノ履歴書

二　受検資格ニ関スル学校卒業証書　教員免許状又ハ認可指令ノ寫

三　第五條第一号、第二号、第四号、第五号及第九号ニ該當スル者ニ在リテハ第三号書式ノ

當該学校長証明書　同條第三号ニ該當スル者ニ在リテハ第四号書式ノ試験検定合格証明書、同條第六号ニ該當スル者ニシテ教員免許状授與地方廳以外ノ地方廳ヲ経由スル場合ニ在リテハ第五号書式ノ授與地方廳証明書

四、第六号書式ノ医師法ニ依ル医師ノ身体検査書

地方長官又ハ當該学校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スヘシ

第五條　左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得

一、實業学校又ハ實業補習学校教員養成所ヲ卒業シタル者

二、中学校、高等女学校、高等女学校實科又ハ實科高等女学校ヲ卒業シタル者

三、専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

四、専門学校入学者検定規定第八條第一号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

五、徴兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者

六、小学校本科正教員　尋常小学校本科正教員又ハ小学校準教員ノ免許状ヲ有スル者

七、教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者又ハ本令施行前實業学校教員資格ニ関シ文部大

臣ノ許可ヲ受ケタル者

八、外國ニ於テ實業学校、師範学校、中学校又ハ高等女学校ニ準ヘキ学校ヲ卒業シタル者

九、文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

第六條　左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得　但シ第三号又ハ第四号ニ該當スル者ハ實習科目ノ検定ニ限リ之ヲ受クルコトヲ得

一、相等ノ学歴ヲ有シ實業学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ五年以上検定ノ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者

二、實業補習学校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教諭ノ職ニ在リ且検定ヲ受ケムトスル学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者

三、實業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケントスル学科目ニ関スル實地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者

四、五年以上實地ノ経験ヲ有シ實業学校ニ於テ三年以上検定ノ受ケントスル学科目ノ實習教授ヲ担任シ成績優良ナル者

第七條　試験検定ヲ分チテ豫備試験及本試験トス　但シ豫備試験ハ便宜之ヲ行ハサルコトアル

ヘシ

豫備試験ヲ施行スル学科目ニ在リテハ豫備試験ニ合格シタル者ヲサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験検定ニ同一科目ニ就キ出願スル場合ニ限リ豫備試験ヲ免ス

第八條　不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケントシタル者　又ハ試験ニ関スル規程ニ違背シタル者ハ當該検定ヲ受クルコトヲ得ス

検定ニ合格シタル後前項ノ事実発見シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

第九條　本令中実業学校ニハ実業補習学校ヲ包含セス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省令第五号

公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程中左ノ通改正ス

大正十一年一月二十四日　文部大臣　中橋徳五郎

第一條中「文部大臣ノ認可シタル者」ヲ「故員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」ニ改ム

第三條中第一條又ハ二ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ文部大臣ノ認可シタル者ハ公立私立実業学校教員資格ニ関シテハ従前ノ例ニ依ル

第六期　昭和以後

二五　諸実業學校規程の改正

昭和四、五年諸実業学校規程に改正を加へた。昭和五年工業学校農業学校商業学校商船学校水産学校規程に加へた改正の要旨に就いては訓令第十号に詳細なる説明がある、昭和四年の改正は極めて細部の点で特筆すべき事はないが、其の他の実業学校の主なる改正を挙ぐれば昭和三年職業学校規定を改正して夜間教授を認め昭和六年更に改正して、職業学校に於ける学科目中に公民科を加へ且高等科を設置する事を認めた、而て昭和五年新に統帥練習所規程を設けた（実業諸学校現行規程は昭和七年八月文部省実業学務局編纂の実業教育関係法規に掲載せられてあるから茲に再録せず）

省令第四十二号

工業学校規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第三条　第一学年ノ入学志願者中入学資格ニ該当スル学校ノ課程若ハ之ト同程度ト認ムヘキ他ノ学校ノ課程ヲ了ヘサルモノニ付テハ入学資格ノ程度ニ依リ其ノ学力ヲ検定スヘシ

相当年齢ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ了ヘタル者又ハ検定ニヨリ相当ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許ス事ヲ得

第四條中「試驗」ヲ「檢定」ニ改ム

第七條中「試驗及」ヲ削ル

第十七條中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令第四十三号

農業学校規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第三条　第一学年ノ入学志願者中入学資格ニ該当スル学校ノ課程ヲ了ヘサル者ニ就テハ入学資格ノ程度ニ依リ其ノ学力ヲ検定スヘシ

相当年齢ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ了ヘタル者又ハ検定ニ依リ相当ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許ス事ヲ得

第四条中「試驗」ヲ「檢定」ニ改ム

第七条中「試驗及」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令第四十四号

商業学校規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第三条　第一学年ノ入学志願者中入学資格ニ該当スル学校ノ課程若ハ之ト同程度ト認ムヘキ他ノ学校ノ課程ヲ了ヘサルモノニ付テハ入学資格ノ程度ニ依リ其学力ヲ検定スヘシ

相当年齢ニ達シ他ノ学校ニ於テ前各学年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ了ヘタル者又ハ検定ニ依リ相当ノ学力アリト認メタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許ス事ヲ得

第四條中「試驗」ヲ「檢定」ニ改ム

第六條中「試驗及」ヲ削ル

第七條中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

第九條中「及特別ノ必要ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ要スルトキハ」ニ改ム

第十四條中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令第四十五號

商船學校規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第三條　第一學年ノ入學志願者中入學資格ニ該當スル學校ノ課程若ハ之ト同程度ト認ムヘキ他ノ學校ノ課程ヲ了ヘサルモノニ付テハ入學資格ノ程度ニ依リ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

相當年齢ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ了ヘタル者又ハ檢定ニ依リ其ノ當ノ學力アリト認メタル者ハ第二學年以上ニ入學ヲ許スコトヲ得

第四條中「試驗」ヲ「檢定」ニ改ム

第八條中「試驗及」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令第四十六號

水產學校規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第二條　第一學年ノ入學志願者中入學資格ニ該當スル學校ノ課程若ハ之ト同程度ト認ムヘキ他ノ學校ノ課程ヲ了ヘサルモノニ付テハ入學資格ノ程度ニ依リ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

相當年齢ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ了ヘタル者又ハ檢定ニ依リ相當學力アリト認メタル者ハ第二學年以上ニ入學ヲ許スコトヲ得

第四條中「試驗」ヲ「檢定」ニ改ム

第七條中「試驗及」ヲ削ル

第十大條中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令第四十七號

職業學校規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第四條中「試驗及」ヲ削ル

第六條第一項中但書ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ体操ヲ課セサル学校ニシテ第六條ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ昭和五年三月三十一日マデ仍従前ノ例ニ依ル事ヲ得

省令第四十八号

公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程中左ノ通改正ス

昭和四年十一月十五日

第五條　職業学校及実業補習学校以外ノ実業学校ニ於テハ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

職業学校ニ於テハ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ヲ超過スルコトヲ得ス

実業補習学校ニ於テ第四條第一項ニ依リ採用スル教員数ノ制限ニ関シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員数ノ制限ニ関シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル学校ニ付テハ昭和五年三

第六條　地方長官ニ於テ文部大臣ノ指定ニ依リ教職ニ従事スル者ハ其ノ義務期間内ニ転任退職若ハ休職ヲ命シ又ハ休職期間中復職ヲ命シタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨直ニ文部大臣ニ報告スヘシ

文部大臣ノ指定ニ依リ教職ニ従事スル者ニシテ其ノ義務期間内ニ陸海軍現役ニ服シ若ハ戦時事変ニ際シ召集セラレタルカ為当然休職トナリタルモノアルトキ又ハ休職トナリタルモノアルトキハ其ノ旨直ニ文部大臣ニ報告スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令第五十号

文部省直轄実業専門学校委託生規程ハ之ヲ廃止ス

昭和四年十一月十五日

文部省令第五号

工業学校規程中左ノ通改正ス

昭和五年四月八日

第一條第一項第一号中「三年乃至五年」ヲ「二年乃至五年」ニ改ム

第五條　工業学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ二十四時以内トス但シ低学年及実習ヲ課セサル

期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

体操ノ教授時数ハ前項ノ教授時数ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

実習ノ教授時数ハ学科ノ種類土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條　工業学校ニ於テハ一学年ニ付二月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得但シ特別ノ必要アル

場合若ハ高学年ニ在リテハ二月以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七條第二項ヲ削ル

第十條　工業学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語、数学、物理及化学、図画、体操（武道ヲ含ム）及工業ニ

関スル学科目及実習トス但シ修業年限、学科ノ種類ニ依リ外国語、博物、地理、厂史、商業、工場要項其

ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身、公民科、国語、数学、理科、図画、家事及裁縫、体操、工業ニ関スル学科目及実習トス

但シ地理、厂史、音楽其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

工業ニ関スル学科目ハ学科ノ種類入学資格修業年限ニ応シ適切ナル事項ヲ選ヒ之ヲ定ムヘシ

学科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十條ノ二ノ前條ノ必須学科目中修身、公民科、工業ニ関スル学科目及実習ヲ除キ特別ノ必要アル

トキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得

第十條ノ三　工業ニ関スル学科目及実習ト其ノ一部ヲ選択科目ト為スコトヲ得

第十一條ノ二　第一條第一項第一号ノ学校中修業年限五年ノモノ及第二号ノ学校中修業年限三

年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ学校ニハ第二部ヲ設クルコトヲ得

第十一條ノ三　第二部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者若ハ之ニ準ス

ヘキ者トス

第十一條ノ四　第二部ノ修業年限ハ一年トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ之ヲ伸縮スルコ

トヲ得

第十一條ノ五　第二部学科目ハ修身、工業ニ関スル学科目及実習トス但シ必要ニ応シ他ノ学科目

ヲ加設スルコトヲ得

第十四條ノ二　工業学校ニ於テハ必要ニ応シ当該学校ノ卒業者其ノ他ニ対シ研究指導ノ施設ヲ

為スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル工業学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ昭和六年三月三十一日マテ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

昭和五年五月三十一日マテニ設置セラレタル学校ニ付亦同シ

文部省令第六号

農業学校規程中左ノ通改正ス

昭和五年四月八日

第一条第一項第一号中「三年乃至五年」ヲ「二年乃至五年」ニ改ム

第五条　農業学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ二十四時以内トス但シ低学年又ハ実習ヲ課セサル期間其他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

体操ノ教授時数ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第七条第二項ヲ削ル

第八条　農業学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語、数学、物理及ヒ化学、博物、体操（武道ヲ含ム）並農業ニ関スル学科目及実習トス但シ修業年限、土地ノ情況等ニ依リ地理、厂史、簿記、図画、手工、外国語、工業、商業、水産其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身、公民科、国語、数学、理科、家事及裁縫、体操並農業ニ関スル学科目及実習トス但シ地理、厂史、簿記、図画、音楽、手藝其他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

前二項ノ必須学科目中修身、公民科、農業ニ関スル学科目及実習ヲ除キ特別ノ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ欠クコトヲ得

第九条第一項中「水産」ヲ削ル

第九条ノ二　農業ニ関スル学科目及実習ハ其ノ一部ヲ選択科目トナスコトヲ得

第十一条ノ二　土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亘リ教授ヲ為スコトヲ得但シ午后九時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一条ノ三　第一条第一項第一号ノ学校中修業年限三年ノモノ又ハ之ト全等以上ノ学校ニハ第二部ヲ設クルコトヲ得

第十一条ノ四　第二部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者若クハ之ニ準スル者トス

第十一条ノ五　第二部ノ修業年限ハ一年トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第十一条ノ六　第二部ノ学科目ハ修身、農業ニ関スル学科目及実習トス但シ必要ニ応シ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第十四条ノ二　農業学校ニ於テハ当該学校卒業者其ノ他ニ対シ研究指導ノ施設ヲ為スコトヲ得

第十八条　特別ノ必要アルトキハ農業及農村ニ関スル事項ヲ授クル為特殊ノ組織ニ依ル学校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ学校ノ修業年限、入学資格、教授ノ日数及時数、学科目等ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第二十二条第一項中「修身」ノ下ニ「公民科」ヲ加ヘ「法制及経済」ヲ削リ「体操」ヲ「体操（武道ヲ含ム）」ニ改ム

第二十三条中「第十二条乃至第十七条」ヲ「第十二条乃至第十四条、第十五条乃至第十七条」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル農業学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ昭和六年三月三十一日マテ従前ノ例ニ依ルコトヲ得

昭和五年五月三十一日マテニ設置セラレタル学校ニ付仝シ

○省令七号

商業学校規程中左ノ通改ム

昭和五年四月八日

第一条第一項第一号中「三年乃至五年」ヲ「二年乃至五年」ニ第二号中「三年」ヲ「二年乃至

三年」ニ、全条第三項中「三年以上」ヲ「二年以上」ニ改ム

第五条　商業学校ノ毎週教授時数ハ三十時以内トス
体操ノ教授時数ハ前項ノ教授時数ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第六条第二項ヲ削ル

第八条　商業学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語、数学、地理、歴史、理科、外国語、体操（武道ヲ含ム）並商業ニ関スル学科目及実践トス但シ図画、音楽其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得
女子ニ付テハ修身、公民科、国語、数学、地理、歴史、理科、外国語、家事及裁縫、体操並商業ニ関スル学科目及実践トス但シ図画、音楽其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第九条第一項中「商業実践」及全条第二項ヲ削ル

第九条ノ二　商業ニ関スル学科目及実践ハ其ノ一部ヲ選択科目トナスコトヲ得

第十二条中「第二号ノ学校」ヲ「第二号ノ学校中修業年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ学校」ニ改ム

第十五条　削除

第十六条　第二部ノ学科目ハ修身、商業ニ関スル学科目及実践トス但シ必要ニ応シ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第十六条ノ二　商業学校ヲ卒業シ特ニ商業ニ関スル事項ヲ研究若ハ補習セムトスル者アルトキハ之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十八条ノ二　商業学校ニ於テハ必要ニ応シ当該学校ノ卒業者其他ニ対シ研究指導ノ施設ヲ為スヘシ

第十九条中「相当員数」ヲ「普通学科目並商業ニ関スル学科目及実践ニ付各相当員数」ニ改ム

第二十一条中「商業実践室」ヲ「実践室」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル商業学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ昭和六年三月三十一日マテ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

昭和五年五月三十一日マテニ設置セラレタル学校ニ付亦全シ

○省令第八号

商船学校規程中左ノ通改正ス

昭和五年四月八日

第五条　商船学校ノ毎週教授時数ハ技業ヲ除キ二十四時以内トス但シ特別ノ必要アル場合ニ限リ三十時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

体操ノ教授時数ハ前項ノ教授時数ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

技業ノ教授時数ハ学科ノ題ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六条第二項ヲ削ル

第七条　商船学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語、数学、物理及化学、外国語、体操（武道ヲ含ム）並ニ実業ニ関スル学科目及技業トス但シ地理、歴史、博物、図画、工業、商業、音楽其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

第十六条　特別ノ必要アルトキハ海事ニ関スル事項ヲ授クル為特殊ノ組織ニ依ル学校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ学校ノ修業年限、入学資格、教授ノ日数及時数、学科目等ハ適宜之ヲ定ムヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル商船学校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ昭和六年三月三十一日マテ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

省令第九号

水産学校ノ規程中左ノ通改正ス

昭和五年四月

第一条第一項第一号中「三年乃至五年」ヲ「二年乃至五年」ニ改ム

第五条　水産学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ二十四時以内トス但シ低学年又ハ実習ヲ課セサル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十時マテ之ヲ増加スルコトヲ得　体操ノ教授時数ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六条　水産学校ニ於テハ一学年ニ付二月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得但シ高学年ニ於テ特別ノ必要アル場合ニ限リ二月以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七条第二項ヲ削ル

第八条　水産学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語、数学、地理、物理及化学、博物、体操（武

適ヲ含ム）並水産ニ関スル学科目及実習トス但シ修業年限、土地ノ情況等ニ依リ外国語、
実、簿記、図画、農業、工業、商業其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得
女子ニ付テハ修身、公民科、国語、数学、理科、家事及裁縫、体操並水産ニ関スル学科ヲ及
実習トス但シ地理、歴史、簿記、図画、音楽、手芸其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得
前二項ノ必須科目中修身、公民科、水産ニ関スル学科目及実習ヲ除キ特別ノ必要アルトキハ
文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ欠クコトヲ得

第九条ノ二　水産ニ関スル学科目及実習ハ其ノ一部ヲ選択科目トスルコトヲ得
第十一条第二項中「修業年限」ノ上ニ「学科ノ種類」ヲ加フ

第十一条ノ二　第一条第一項第一号ノ学校ノ学校中修業年限五年ノモノ及第二号ノ学校中修業
年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ学校ニハ第二部ヲ設クルコトヲ得

第十一条ノ三　第二部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者若クハ之ニ準
スルモノトス

第十七条ノ四　第二部ノ修業年限ハ一年トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ之ヲ伸縮スルコ
トヲ得

第十一条ノ五　第二部ノ学科目ハ修身、水産ニ関スル学科目及実習トス但シ必要ニ応シ他ノ学

科目ヲ加設スルコトヲ得

第十二条ノ二　水産学校ニ於テハ或学科目ヲ選修セシムル為選科生ヲ置クコトヲ得

第十三条ノ二　水産学校ニ於テハ必要ニ応シ当該学校ノ卒業者其ノ他ニ対シ研究指導ノ施設ヲ
為スヲ得

第十六条ノ二　特別ノ必要アルトキハ水産及漁村ニ関スル事項ヲ授クル為特殊ノ組織ニ依ル学
校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ学校ノ修業年限、入学資格、教授ノ日数、学科目等ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第十六条ノ三　前条ノ学校及専修科ノ教場ハ随時必要ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル水産学校ニシテ本令ノ規定ニ依リ難キモノハ昭和六年三月三十一
日マテ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

實業學校諸規程中改正ノ要旨竝施行上ノ注意事項

文部省訓令第十號（昭和五年五月七日）

實業學校諸規程中改正ノ要旨竝施行上ノ注意事項

北海道廳　府縣

今般文部省令第五號乃至第九號ヲ以テ工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程、及水産學校規程中ニ改正ヲ施セリ、蓋中等實業教育ノ制度ハ大正九年乃至大正十二年ニ改正セラレ今日マテ約十年ヲ經過シタルカ其施行ノ實績ニ徴シ時勢ノ進運ニ鑑ミ改善刷新ノ要アルヲ認メタルヲ以テナリ今左ニ之カ改正ノ要旨ト施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要トヲ擧ケ示スヘシ

一、修業年限二年ノ實業學校ヲ認メタルコト

從來實業學校ノ修業年限ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年ヲ原則トシ學科ノ種類、土地ノ情況等ニ應シ適宜之ヲ定メ得ルコトトシテ斟酌ノ餘地ヲ廣クシ努メテ社會ノ要求ニ適切ナラシメンコトヲ期セリ、今回更ニ其ノ精神ヲ擴張シテ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年ノ實業學校ヲ認ムルコトトセリ、近年實業學校ハ年ト共ニ整備セラレ發

進ノ途ニアルハ実ニ喜フヘキトヨリ寧ロ多ク之ヲ満足スヘキニアラス今後益々之カ改善ニ
與ニ力メサルヘカラス殊ニ我國ノ現状ニ鑑ミ商工徒弟教育並簡易ニシテ実際的ナル農村子弟教
育ハ今日ノ急務トスル所ナルヲ以テ従来所謂乙種程度ノ學校ノ最低修業年限ハ尋常小學校卒業
程度ヲ入學資格トシ三年ナリシカ更ニ二年ノモノヲ設ケ従来ノ制度ニ依ル學校ト共ニ所謂乙種
実業教育ノ普及発達ヲ圖ラントスルニ在リ

二、學科目中改正ヲ施シタルコト

実業學校ノ卒業者ハ卒業後直ニ実務ニ従事スルヲ原則トスルヲ以テ國民、公民トシテノ教育ヲ
與フルノ必要ヲ認メ前回ノ改正ニ於テ法制経済ヲ必須科目中ニ加ヘタルカ法制経済ノ教授ハ多
少抽象的ノ教授ニ傾キ易ク卒業後直ニ実務ニ従事スルカ如キ者ニ対シテハ尚一層実際的ノ知識
ヲ授クル必要アルニ依リ今回之ヲ廃止シ新ニ公民科ヲ特設シ道徳施設ノ基礎ニ立ツテ政治経済其他
社會生活ニ關スル実際的教育ヲ行フコトトセリ、尚ニ普通選挙制度ノ実施セラルル今日ニ於テ
立憲目治民トシテノ教養ヲ與フルハ最モ緊要ト認ムル所ナルヲ以テ特ニ之ニ重キヲ置キ公民教
育ノ徹底ニ力メントス、固ヨリ公民教育ハ單ニ公民科ノミナラス修身、國語、歴史其ノ他ノ學
科目ト互ニ聯絡補補シテ以テ其ノ全キヲ期スヘキモノナレハ之カ実施ニ方テハ深ク此ノ點ニ留
意スルヲ要ス

創造、忠道等ノ武道ハ質実剛健ナル國民精神ヲ涵養シ心身ヲ鍛磨スルニ極メテ適切ニシテ従来
ノ例ニ徴スルモ既ニ武道ヲ正科トスルモノ尠カラス共設備等ニ於テモ実施シ易キヲ以テ今回之
ヲ体操中ニ含ムコトヲ明示シ成ルヘク必須科目トシテ奨励セントス

従系商業學校ニ於テ商業実践ハ商業ニ關スル學科目中ニ含メタルカ今回之ヲ抽出シテ獨立ノ地
位ヲ與ヘ商業ニ關スル學科目及実践トシ商業學校ノ總テニ必修セシムヘキコトトセリ蓋実践ハ
工業學校、農業學校等ニ於ケル実習ニ相當シ生徒ヲシテ事務的獨創力ヲ養ハシメ既ニ修得シタ
ル断片的知識ヲ目主的ニ綜合統一シ以テ一層確実ナラシメ且経済交通ノ組織ヲ會得セシムルニ
極メテ有効ナルヲ以テナリ而シテ之カ実施ニ際シテハ周到ナル計畫ト十分ナル指導トヲ必要ト
スルカ故ニ普通學科目並商業ニ關スル學科目ニ於ケルト同シク実践ニ付テモ相當員数ノ教員ヲ
置クヲ要スルコトトセリ

経済現象ノ錯綜シタル今日ニ於テハ單ニ一実業ニ關スル知識技能ヲ授クルノミニテハ其ノ実業
ヲ理解スルニ未タ以テ十分ナリト言フヘカラス之ト關聯シタル他ノ産業上ノ知識ヲ必要トス
然ルニ従来加設學科目中ノ実業科目ニ關シテハ優ニ工業學校規程中商業大意ヲ、商業學校及商
船學校規程中工業大意ヲ明示スルニ過キサリシカ今回ノ改正ニ於テ工業學校ニ商業、農業學校
ニ工業商業水産、水産學校ニ農業工業商業ノ科目ヲ特ニ掲ケ以テ一層実業ニ關スル學科目ハ複

程多岐ナルヲ以テ土地ノ状況、生徒ノ性能、卒業後ノ志望等ヲ斟酌シテ其一部ヲ選擇履修セシムルヲ適當トスル場合アルヲ認メ実業ニ關スル學科目及実習ハ其一部ヲ選擇科目トナシ得ルコトトシ従来ノ劃一ノ弊ヲ矯ムルノ途ヲ開キタリ

中等実業教育ハ各種居業ニ従事スル中堅人物ノ養成ヲ目的トスルモノナレハ專ニ実業上ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ足レリトセス常ニ人格ノ陶冶、常識ノ涵養ニ留意シテ堅実ナル國民善良ナル公民タルニ必要ナル教養ヲ與フルコトニ力メサルヘカラス此ノ點ニ關シテハ前回ノ規定改正ニ於テ最モ意ヲ注キタル所ニシテ普通科目ニ付改善セラレタル所謂シトセス今後ト雖原則トシテハ其ノ方針ニ異ルトコロナキモ実業學校中ニハ普通學ノ素養ハ大体小學校卒業程度トシテ実業ニ關スル學科目及実習ヲ課スル學校モアリ得ハシ彼ノ商工徒弟ノ如キ簡易ニシテ実際的ナル農村子弟教育ニ於テ特ニ然リトス斯ル社會ノ要求ニ應スルカ為今回ノ改正ニ於テハ必須科目ト雖修身公民科、実業ニ關スル學科目及実習ヲ除キ特別ノ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得シムルコトトセリ本規定ハ極メテ例外的ニ認ムヘキモノナルヲ以テ之カ実施ニ方テハ特ニ留意シ其ノ運用ヲ謬ラサルヲ要ス

三、毎週教授時數ヲ減少シタルコト

実業學校ニ於ケル毎週教授時数ハ従来ノ規定ニ依レハ學校ノ種類ニ依リテ多少ノ差アレトモ大

体実習ヲ除キ三十時以内トシ特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時マテ増加スルヲ認メタルヲ以テ合學校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ加フルトキハ三十九時乃至四十二時ニモ及フモノスラアリテ動モスレハ知識ノ注入ニ流レ生徒ノ獨創的氣魄ヲ養ハシメ負擔過重ニシテ却テ心身ノ發達ヲ阻害スルノ虞アリ勿論従来ト雖毎週教授時数ハ其ノ最高限ヲ示スニ過キサルヲ以テ合學校ニ於テ任意ニ之ヲ減少シテ定メ得ヘキ理ナレトモ実際ハ何レモ現定ノ最高限マテ増加スルノ趨勢ニ在リ故ニ今回実業學校ノ毎週教授時数ハ大体実習ヲ除キ二十四時以内トシ特別ノ必要アル場合ニ於テハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得シメタリ之ニ依テ教室内ノ講義ハ大体午前中位ニ止メ午後ハ体育、実習、実驗等ニ充ツルト共ニ自學自習家事手傳等ノ餘裕ヲ生セシメントスルニ在リ而シテ之カ実施ニ方リ如何ナル學科目ノ毎週教授時数ヲ減少シタリト雖教育ノ程度ヲ低下セシメサルハ勿論一層教育的効果ヲ擧ケントスルノ旨趣ニ出テタルモノナルヲ以テ教材ノ整理、學科目ノ分合、教授ノ方法等ニ付考究ヲ重ネ一層教育内容ノ改善ニ力メシムルヲ要ス

四、長期ニ亙ル実習教授ヲ低學年ニ於テモ認メタルコト

実業學校ニ於ケル実習教授ヲ毎週學科教授ト併行シテ之ヲ課スルヲ常例トスレトモ學科ノ種類、土地ノ状況等ニ依リ一定ノ期間実習ノミヲ課スル事適當ニシテ其ノ教育上ノ効果大ナル場合アリ此ノ點ニ鑑ミ前回ノ実業學校規程ノ改正ニ於テ工業學校及水産學校ノ高學年ニ在リテハ一學年

二付三月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得シメ特別ノ必要アル場合ニ限リ尚一月以内其ノ延長ヲ認メ、農業學校ニ於テハ高學年低學年ヲ問ハス一學年ニ付二月以内実習ノミヲ課スルコトヲ得シメ高學年ニ在リテハ尚一月以内之カ延長ヲ認メ又商業學校ノ高學年ニ在リテハ三月以内実地練習ノミヲ課スルノ途ヲ開キ実業教育ヲシテ益々実際的ナラシメンコトヲ期シタリ今回更ニ此ノ精神ヲ擴張シテ工業學校及水産學校ノ低學年ニ於テモ一學年ニ付二月以内之ヲ延長スルコトヲ認メシムルコトトシ愈々実習教授ヲ重シ其ノ施設ノ範圍ヲ大ナラシメタリ

五、実業學校ニ夜間教授ヲ認メタルコトハ実業教育ノ振興ハ我カ國目下ノ急務トスルトコロナルヲ以テ一面ニ於テ実業學校ノ増設擴張ヲ圖リ他面ニ於テ設備ノ利用ニ力メ其ノ収容力ヲ大ナラシムルト共ニ晝間勞務ニ服スル者ニ對シ修學ノ便ヲ與ヘ教育ノ機會ヲ均等ナラシムル爲前回ノ実業學校規定ノ改正ニ於テ工業學校、商業學校ニ於テハ既ニ夜間教授ヲ認メタルカ此ノ制度ハ農業學校ニ於テモ土地ノ情況ニ依リ必要トスルモノアルヘキヲ以テ今回之ヲ認ムルコトトセリ而シテ夜間ニ亙ル農業學校ノ実習ノ時間方法ニ就テハ日没前ニ於テ之ヲ施シ又ハ晝間特定ノ日ヲ定メテ之ヲ行ヒ若ハ家庭実習ヲ以テ之ニ充ツル等其ノ実施ニ方テハ特ニ留意スルヲ要ス

六、卒業者ニ對スル研究指導ノ施設ヲ爲サシメタルコト

六、実業教育ノ効果ヲ一層顯著ナラシメ地方産業ニ寄與セシムルニハ學校卒業者ニ對スル研究指導ニ留意スルコトハ今後ノ學校経営上最モ急務ト認ムル所ナリ之ヲ実際ニ徴スルモ所謂乙種実業學校ニ於テ成績最モ優秀ナルモノノ多クハ專ラ此ノ點ニ主力ヲ注キタルコトヲ見ルヘシ故ニ今回ノ改正ニ於テ工業學校、商船學校及水産學校ニ於テハ必要ニ應シ卒業者ニ對スル研究指導ノ施設ヲ爲サシムルコトトシ農業學校ニ在リテハ他ノ実業學校ト異リ卒業者ノ大部分ハ其ノ土地ニ留マリテ産業ニ從事スルモノナルヲ以テ必ス之カ施設ヲ爲サシムルコトトセリ

卒業者ノ研究指導施設ノ組織内容等ニ關シテハ別ニ之ヲ指定セス學校ノ種類、修業年限、土地ノ情況等ニ應シ適切ナルモノヲ選ハシムルコトトシタルカ學校卒業後引續キ主トシテ二年又ハ三年間少クトモ一年ニ付一月乃至三月時ノ繁閑ヲ稽ヘテ時機ヲ選定シ卒業者ノ実地ノ体驗ニ基クトコロヲ發表セシメ之ヲ批判シ又ハ質疑ニ答ヘ更ニ遡テ新ナル教養指導ヲ與ヘテ教育ノ効果ヲ実際ニ即セシムルコトニ力ムルハ最モ適當ナルヘシ

學校卒業後數年ヲ經過セル者ニ對スル研究指導ハ今回改正ノ直接ノ目的トスルトコロニアラスト雖是等ノ者ニ對シテモ亦此ノ施設ヲ爲スコトハ寧ロ希望スヘキ所ニシテ更ニ擴張シテ卒業者以外ノモノニ及ホスモ敢テ差支ナシ

要スルニ卒業者其ノ他ニ對スル研究指導ノ施設ヲ爲サシムルコト

ノ地方産業ニ寄與セシメンカ爲學校經營上ノ方針ヲ示セルモノニシテ今回改正事項中最モ重要

ナルモノナリ即チ之ニ依テ卒業者ノ教養指導ト地方産業トノ連絡ニ資セシメ更ニ學校ヲシテ實

際生活ニ於ケル教化ノ中心タラシメントスルニ在リ

七、工業學校、農業學校及水産學校ニ第二部ノ制度ヲ認メタルコト

中學校、高等女學校ヲ卒ヘ直ニ實社會ニ出ツル者多數アル現狀ニ鑑ミ是等ノ者ニ對シ主トシテ

實業ニ關スル知識技能ヲ授クル施設ヲ爲スコト、ハ我カ國今日ノ狀況ヨリ觀テ必要ナルヲ認メ前

回實業學校規程ノ改正ニ方リ商業學校及水産學校ニ於テモ之ヲ認ムルコトトセリ而シテ其ノ修

業年限ハ一年ヲ原則トスレトモ必要アル場合ニ於テハ學科ノ種類、土地ノ情況ニ應ジ之ヲ伸縮

スルコトヲ得シメ其ノ組織ヲ自由ナラシメタリ

八、特殊組織ニ依ル農村又ハ漁村教育機關ヲ認メタルコト

特殊組織ニ依ル學校トシテハ從來農學校規程ニ於テ農業ニ關スル事項ヲ專修スル者ノ爲ニ、商

船學校規程ニ於テ海事ニ關スル事項ヲ專修スル者ノ爲ニ修業年限二年以内ノ學校ヲ認メタルカ

今回更ニ水産學校ニモ之ヲ認ムルト共ニ農業、水産等ノ專門事項ノミナラス農村漁村ニ關スル

事項ヲモ授クルノ趣旨ニ改メ修業年限、入學資格、教授日数、及時数、學科目等ハ適宜之ヲ定

メラルコトヲ得シメ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムルコトトセリ、蓋農業教育及水産教育ハ廣汎ノ

ル農漁村問題ノ解決ニ關聯スヘキモノナルヲ以テ所謂普通ノ農業學校、水産學校等ノ從來ノ型

ニ捉ハルルコトナク特殊ノ組織ニ依ル學校ハ極メテ特別ナル場合ニ限ルモノナレハ之カ濫設ヲ

愼ミ眞ニ教育的價値アルモノタルヲ要ス

實業學校規程改正ノ要旨ハ右ニ述フルカ如シト雖改正ノ實績ヲ擧ケントスルニハ克ク規程ノ精

神ヲ理解シ運用其ノ宜シキヲ得サルヘカラス之カ爲ニハ教員其ノ人ヲ得又學事ノ指導監督ニ最

善ノ力ヲ致ササルヘカラス而シテ教員其ノ人ヲ得ルニハ適任者ヲ選ミ優遇ノ途ヲ講スヘキハ勿

論ナレトモ各學校ニ於ケル教員ノ定数ニ付テモ特別ノ考慮ヲ拂ヒ研究見學ニ余裕アラシメ人格

ノ修養ト知識技能ノ錬磨ニ力メシメ常ニ教育教授ニ清新ノ意氣アラシムルコトヲ要ス從來動モ

スレハ實業學校ニ關シテ教員定数ノ定メナキヲ以テ之ヲ減少セントスルノ嫌ナシトセス本來實

業學校ハ其ノ性質上組織編成複雜ニシテ學級数ニ依リ一律ニハ規定シ難キヲ以テ特ニ教員定数

ヲ定メス專ラ地方當局ヲシテ固ヨリ適當ナル考慮ヲ拂ハシムルノ旨趣ニ出テタルモノナリ又學事ノ監

督ニ關シテハ道府縣ニ於ケル實業教育ニ關スル視學制度ノ整備ハ目下ノ急務トスルトコロナル

ヲ以テ視學定員数ノ増加ニ應シ相當員数ノ實業及實科ニ關スル專任者又ハ分擔者ヲ定メ以テ道

府縣内ノ實業及實科ニ關スル教育ヲ統一的ニ調査研究シ之カ指導監督ニ當ラシムルハ頗ル望マ

シキコトナリトス

今ヤ実業學校諸規程ノ改正ニ方リ地方長官ハ克ク改正ノ趣旨ヲ體シ指導監督其ノ宜シキヲ得テ教育ノ局ニ當ル者ヲ鼓舞奨勵シ以テ今後一層我カ國実業教育ノ振興ニ力メラルヘシ

職業学校規程（大正十年一月十三日文部省令第三号）
（改正　昭和三年六号　四年四七号　六年三号）

職業学校規程左ノ通定ム

職業学校規程

第一條　職業学校ノ修業年限ハ二年以上四年以内トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ学科ノ種類

入学資格等ニ應シ一年以内之ヲ伸縮スルコトヲ得

第二條　職業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ノ資格ハ年令十二年以上ニシテ学力尋常小学校各業程度以上ニ於テ之ヲ定ムベシ

第三條　職業学校ノ毎週教授時数ハ二十四時以上トス

第四條　教授日数ハ毎学年二百日以上トス但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス（昭和四年省令四十七号改正）

第五條　職業学校ノ学科ハ裁縫　手芸　洗染　劃意　タイプライター　速記　簿記　珠算　造園　養鶏　整容美髪　助産　看護　鍼按　漆芸等ニ付之ヲ定ムヘシ

倩　鉄道　自動車　航空　電鍍　機械修理　家具　時計　写真　印刷　測量　製図　園家

二学科以上ヲ置ク場合ニ於テハ学科ノ種類　修業年限ニ依リ或ル学年等ノ課程ハ之ヲ学科別ト

為ササルコトヲ得（昭和六年省令三号本條改正）

第六條　職業學校ノ學科目ハ修身　公民科　国語　数學　体操並実務ニ関スル学科目及実習トス但シ修業年限　学科ノ種類ニ依リ厂史　地理　理科　画図　外国語其ノ他ノ学科ヲ加設スルコトヲ得（昭和四年省令第四十七号改正）

女子ニ付テハ修身　公民科　国語　数学　厂史　地理　理科　図画　音楽　体操並家事　裁縫　実業等実務ニ関スル学科目及実習トス但シ教育　外国語其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得

前二項ノ必須学科目中修身　公民科実務ニ関スル學科目及実習ヲ除キ特別ノ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得

加設学科目又ハ実務ニ関スル学科目及実習中或　事項ハ生徒ノ志望ニヨリ選択履習セシムルコトヲ得（昭和六年省令第三号改正）

第六條ノ二　土地ノ状況ニヨリ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亘リ教授ヲ為スコトヲ得但シ午後九時ヲ超ユルコトヲ得ス（昭和三年省令六号本條追加）

第七條　職業學校ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ニ準スベキ者ニシテ更ニ或ル事項ヲ專攻セントスルモノノ為專攻科ヲ置クコトヲ得

專攻科ノ修業年限ハ三年以内トス（昭和六年省令三号本條二項改正）

第七條ノ二　尋常小學校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル　修業年限四年又ハ之ト同等以上ノ女子ノ職業學校ニハ更ニ精深ナル課程ヲ履修セムトスル者ノ為高等科ヲ置クコトヲ得（昭和六年省令三号追加）

第七條ノ三　高等科ノ修業年限ハ二年又三年トス（仝上）

第七條ノ四　高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年又ハ之ト同等以上ノ女子ノ職業學校ヲ卒業シタルモノ若ハ之ニ準スヘキモノトス（仝上）

第八條　職業學校ニ於テハ或學科目ヲ選修セシムル為メ選科生ヲ置クコトヲ得

第九條　職業學校ニ於テハ主トシテ職業ニ関スル事項ヲ授クル為メ別科ヲ設ケ又ハ随時講習ヲナスコトヲ得

第九條ノ二　職業學校ニ於テハ必要ニ應シ當該學校ノ卒業者其ノ他ニ対シ研究指導ノ為スヘシ（仝上）

第十條　職業學校ニ於テハ學科目　教授時数及學級数ニ應シ相当員数ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十一條　職業學校ニ於テハ教室其ノ他必要ナル諸室　器具　機械　標本　模型等ヲ備ヘ又実

習ニ必要ナル設備ヲ為スヘシ

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル徒弟学校規程ニ依ル女子職業学校ハ本令ニ依ル職業学校ト看做ス

附　則（昭和四年文部省令第十七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ体操ヲ課セサル學校ニシテ第六條ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ昭和五年三月三十一日迄従前ノ例ニ依ルコトヲ得

附　則（昭和六年文部省令第三号）

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行ノ際現ニ存スル職業學校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ昭和七年三月三十一日迄仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

航海練習所規程（昭和五年五月三十日文部省令第十五号）

航海練習所規程左ノ通定ム

航海練習所規程

第一條　航海練習所ノ練習期間ハ一年三月以内トス

第二條　航海練習所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ航海練習所官制第一條ニ依リ指定セラレタル商船學校ニ於テ本科航海科ヲ卒リタルモノトス

第三條　航海練習所ニ於テハ航海実習ノ外修身　國語　数學　英語　航海術　氣象学　海運　海事法規　無線電信　船舶衛生等ヲ課スルモノトス

第四條　所長ハ航海練習所所定ノ課業ヲ了リタル者ニハ修了証書ヲ授與スヘシ

第五條　所長ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及性行不良ナル者ニハ退所ヲ命スヘシ

第六條　生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退所スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ所長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　所長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第八條　所長ハ航海練習所修了者ニシテ特ニ航海ニ関スル事項ヲ研究セントスルモノアルトキ

八之ヲ在所セシムルコトヲ得

第九條　航海練習所ニ於テハ授業料ヲ徴収セス

附　則

本令ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

航海練習所官制第一條ニ依ル指定商船学校

（昭和五年六月二日文部省告示第百六十六号）

（改正　昭和七年三六号）

航海練習所官制第一條ニ依リ指定スル商船学校左ノ如シ

北海道廳立函館商船學校　　香川縣立粟島商船學校

富山縣立商船學校　　愛媛縣立弓削商船學校

三重縣立鳥羽商船學校　　佐賀縣立佐賀商船學校

島根縣立商船學校　　鹿児島縣立鹿児島商船學校

岡山縣立兒島商船學校

山口縣立大島商船學校

二六　實業學校公民科教授要目

昭和六年文部省訓令第三号を以て実業学校公民科教授要目を定めた。昭和五年の改正に依り新に実業学校に公民科が設けられたのに相應ずるものである。実業補習学校に就いては大正十三年訓令第十五號を以て実業補習学校公民科教授要綱並其の教授要旨に就き精細に規定した。

實業學校公民科教授要目

昭和六年一月二十日
文部省訓令第三號

北海道廳　府縣

今般実業学校公民科教授要目左ノ通之ヲ定ム地方長官ハ宜シク各学校長ヲシテ本要目ニ準據シテ適切ナル教授細目ヲ定メシメ以テ公民教育ノ徹底ヲ期セラルヘシ

實業學校公民科教授要目

第四學年

要目

一、人ト社会

一、共同生活ト共存共榮
二、國家ノ重要意義

二、我ガ家

一、家庭生活
二、我ガ國ノ家族制度
一、戸主、家族
二、親族、婚姻
一、戸籍、相続
二、一家ノ收入

三、一家ノ生計

一、生計
二、勤儉貯蓄　保險
一、財産

四、職業

一、職業ト人生
二、職業ノ選擇
一、勤勞ト研究
二、職業ト道德

五、教育

一、人ト人ト教育
二、家庭教育
一、學校教育　義務教育
二、社會教育　新聞雜誌等

六、神社

一、神社
二、敬神崇祖

七、宗教

一、宗教
二、信教ノ自由

八、公安

一、警察ト公衆
二、災害防止

九、地方自治

一、公衆衛生
二、地方自治ノ沿革
一、地方自治ノ精神
二、我ガ鄉土　愛鄉ト愛國

一〇、市町村

一、市町村ノ自治
一、公民
一、議員ノ選擧
一、市町村會
一、市役所　町村役場
一、市町村ノ財政
一、市町村ノ財産
一、府縣ノ自治
一、府縣廳
一、我ガ府縣
一、農村ト都市

十一、府縣

一、府縣廳
一、我ガ府縣
一、府縣ノ自治
一、市町村ノ財政
一、市町村ノ財産
一、市役所　町村役場
一、市町村會
一、市町村ノ自治
一、公民
一、議員ノ選擧

十二、農村ト都市

一、農村ト都市
一、農村生活
一、農村ノ開發
一、都市生活
一、都市ノ改善
一、都市ノ發達

十三

一、産業ト國民經濟
一、農業
一、工業
一、商業
一、其ノ他ノ産業

農業、工業、商業等ノ仕發、要素、企業形態、産業組合、産業助成機関

十四、貨幣及金融

一、貨幣
一、物價
一、信用
一、金融機關

十五、交通

一、交通機関
一、交通ト文化
一、交通道徳

第五學年

要目

備考

一、國家
一、人類ト國家

一、國家ノ要素
一、國體ト政体
一、我ガ國家
一、天皇　詔勅
一、皇位繼承
一、皇室典範
一、皇室及皇族
二、皇室ト臣民
一、立憲政治
三、立憲政治
一、帝國憲法
一、臣民ノ權利義務
一、帝國議会
一、議員ノ選挙
一、議会ノ作用
一、政党
四、國議会

一、國務大臣
一、内閣
一、樞密顧問
一、行政官廳
一、行政官廳ノ種類
五、國務大臣樞密顧問
一、官吏
六、行政官廳
一、國法
一、國法ノ種類
一、法ノ尊重
一、法ト道德
七、國法
一、司法
一、裁判所
一、訴訟ト調停
一、陪審
一、國防
八、裁判所

九、國防
一、我ガ國ノ軍備
一、國防ト國民
十、國交
一、國交
一、條約
一、國際協同
十一、財政
一、國交ト國民
一、歳入ト歳出
一、租稅
一、官業
一、公債
十二、我ガ國ノ産業
一、我ガ國ノ産業
一、我ガ國ノ貿易
十三、人口ト國土
一、人口ト國土
一、拓殖ト移住
一、我ガ領土　租借地　委任統治ノ地域
一、海外發展

十四、社會ト改善
一、社會問題
一、社會政策
一、社會事業
一、社會改善
十五、世界ト日本
一、人類文化ノ發達
一、文化史上ノ我ガ國ノ地位
一、我ガ國ノ使命

本要目実施上ノ注意

一、公民科ハ國民ノ政治生活、經濟生活並ニ社會生活ヲ完ウスルニ足ルヘキ知識ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ会得セシメ公共ノ為ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ気風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ養成スルヲ以テ要旨トス。

二、教授ハ事例ヲ成ルヘク日常生活ニ於ケル經驗ニ求メ理論ニ偏セスシテ実際ヲ主トシ道徳的情操ノ陶治ニカムヘシ

三、本要目ニ掲ケタル事項ハ修身、國語、歴史、地理、実業其他ノ学科目ト聯絡提補シテ教授スルコトヲ要ス

四　本要目ハ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年ノ実業学校ノ第四学年ヨリ第五学年ニ於テ毎週二時教授スルヲ標準トシテ編纂セリ

随ッテ学校ノ種類、修業年限、学級ノ編制　土地ノ情況等ニ応シ適宜之ヲ斟酌運用スヘシ

二七　実業學校修身教授要目

昭和六年文部省訓令第十三号ヲ以テ実業學校修身教授要目ヲ制定シ明治四十四年文部省訓令第十六号甲種程度ノ実業學校修身教授要目ヲ廃止シタ。新要目モ根本ノ精神ニ於テハ旧要目ト毫末モ変リガナイ。然シ「特ニ我國体ノ尊厳ナル所以ヲ会得セシメ忠君愛國ノ大義ヲ明カニシ」現代思想ノ批判等ヲ細目ノ中ニ取入レ國民道徳ノ特質ヲ旧要目ニ比シ著シク強調シテアル。是ハ現代ノ険悪ナル社会情勢ヲ物語ルモノデアリ明治末期ノ世相トノ差異ヲ考慮ヲ着取スル可キデアラウ。

実業學校修身教授要目（昭和六年四月二十三日　文部省訓令第十三号）

明治四十四年文部省訓令第十六號甲種程度ノ実業學校修身教授要目ヲ廃止シ今般実業學校修身教授要目左ノ通定ム地方長官ハ宜シク各學校長ヲシテメシメ以テ修身教育ノ徹底ヲ期セラルヘシ

実業學校修身教授要目

修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ堅固ナル意志ヲ鍛錬シ殊ニ我カ国体ニ関スル信念ヲ養ヒ以テ健全有為ナル国民タラシメンコトヲ期シ実践躬行ニ導クヲ以

テ要旨トス

低學年ニ於テハ主トシテ個人、家生活、社会生活、國家生活ニ関スル道徳ノ要領ヲ授ケ其ノ歸趨ヲ教育ニ関スル勅語ヲ始メ成申詔書、國民精神作興ニ関スル詔書ニ求メテ特ニ我カ国体ノ尊厳ナル所以ヲ会得セシメ忠君愛國ノ大義ヲ明ニシ国民道徳ニ対スル信念ヲ鞏固ナラシメ且我カ國ノ世界的地位ヲ自覚セシムルコトニ力ムルモノトス

高學年ニ於テハ道徳ノ原理、社会ノ原理ヲ授ケテ特ニ国民道徳ノ根據ニ対シテ確信ヲ與ヘンコトヲ旨トシ又国民道徳ノ特質ヲ十分明確ニ悟ラシムルト共ニ現代思想ニ対シテ正シキ批判力ヲ養ハンコトニ力ムルモノトス

低學年

生徒心得

教育ニ関スル勅語

戊申詔書

國民精神作興ニ関スル詔書

道徳ノ要領

個人

鍛錬、攝生、常識、創造、快活、敬虔、勇気、忍耐、自律、忠実、節操、勤労、倹素等

家生活

家、祖先、親子、夫婦、兄弟姉妹、親族、雇人等

社会生活

協同、職業、信用、責任、正義、秩序、礼譲、公益、感恩、同情等

國家生活

国体、天皇、皇室、忠君愛国、忠孝一致、國憲国法等

国際生活

親善、協力、信義、礼節等

作法

起居動作、服装、訪問応接、食事及饗応、集會、通信及交通、慶弔等

高學年

道徳ノ原理

行為、品性、良心、人格、至善、本務、徳

社会ノ原理

社会ノ発生及発達、社会意識、風俗慣習、社会制度、社会連帯、輿論、社会福祉、
国民道徳
我カ国道徳ノ由来
我カ国民性
教育ニ関スル勅語ノ精神
国民道徳ノ特質
我カ国民ノ使命
現代思想ノ批判
作法
起居動作、服装、訪問応接、食事及饗応、集會、通信及交通、慶弔等

注意

一、修身ノ教授ハ単ナル知識ノ授受ニ終始セス生徒ノ自覺ヲ喚起シ道徳的信念ヲ養成スルコト
ニカメ特ニ訓練ニ依リテ生徒ヲ実行ニ導クコトヲ要ス
二、修身ノ教授ハ生徒ノ思想、年齢、生活経験等ニ適応セシメ実業ニ従事スル者ニ適切ナラシ
メンコトヲ要ス

三、修身ノ教授ハ常ニ教師ト生徒トノ人格的接觸ニ依リテ其ノ効果ヲ挙クルコトニ留意スヘシ
四、女生徒ニ対シテハ貞淑、謙讓、温情、純潔、優雅等女子ニ必要ナル諸徳ヲ養フコトニ注意
スヘシ
五、作法ヲ教授スルニハ克ク其ノ精神ノ存スル所ヲ知ラシメ応用宜シキヲ得シメンコトヲ要ス
但シ之ヲ授クルニハ特ニ時間ヲ設ケスシテ各教材ヲ授クル際便宜併セ課スルモ可ナリ
六、教訓ニ資スヘキ事件ノ偶発シタル時又ハ国民ノ記念スヘキ日及忠良賢哲ノ記念日等ニ於テ
ハ適宜教訓スヘシ
七、本要目ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ実業學校ニ於テ各學年
毎週一時間以上教授スルヲ標準トシテ編纂セリ随ッテ學校ノ種類、修業年限、學級ノ編制、
土地ノ情況等ニ応シ適宜之ヲ斟酌運用スヘシ

二八實業補習學校公民科教授要綱竝其ノ教授要旨

大正十三年十月九日
文部省訓令第十五號

今般本省ニ於テ左ノ通實業補習學校公民科教授要綱竝其ノ教授要旨ヲ編纂セリ地方長官ハ當該實業補習學校ヲシテ之ニ準據シ適切ナル教授ヲ行ハシメ以テ公民教育ノ徹底ヲ期セラルヘシ

北海道廳　府縣

本要綱實施上ノ注意

一　本要綱ハ實業補習學校ニ於ケル公民科ノ教授事項ニ就キ其ノ標準ヲ示シタルモノニシテ農村ノ實業補習學校ニ於テハ三年間ニ、郡市ノ實業補習學校ニ於テハ二年間ニ約百時間教授スルモノトシテ編成シタモノナリ

二　本要綱ニ依リ教授ヲ爲スニハ出來得ル限リ事例ヲ日常生活ニ於ケル經驗ノ範圍ニ求ノ理論ニ偏セス道德的情操ノ陶冶ニ努ムヘシ

三　本要綱ニ掲ケタル事項ハ職業科目其ノ他ノ學科目ト聯絡裨補シテ教授スルコトヲ要ス

四　本要綱ハ土地ノ情況、學級ノ編制等ニ應シ適宜之ヲ斟酌運用スヘシ

公民科教授要綱（農村用）

第一學年

題目	要目	細目	備考
一、人ト社會			
	一、人ト社會	一、社會ノ態樣	家族、鄉土、國家、世界
			學校、組合等ノ團體
		一、共存共榮	
		一、人生ノ意義	
		一、家庭	家庭生活ノ樂
			祖孫關係、家名尊重
	一、共同生活		
二、我ガ家			
	一、家	一、家ハ社會ノ基礎	
		一、戶主ト家族	
		一、戶主ト務トロ主權	
		一、家族ノ務	
		一、一家ノ和合	

三、親子

一、親子

一、親子、実親子、養親子

一、親ノ務ト親権

一、子ノ務

一、兄弟姉妹

一、兄弟姉妹

一、兄弟姉妹ノ親和

四、親族

一、親族

一、親族　血族、姻族

一、親等

一、親族間ノ交際

一、婚姻

一、婚姻

一、配偶者ノ選擇

一、婚姻ノ成立　婚姻届ノ重要

一、夫婦相和

五、戸籍、相續

一、戸籍

一、戸籍

一、本籍、寄留　寄留届

一、戸籍ノ手續　出生届、死亡届等

一、相續

一、家督相續

一、遺産相續

一、遺言

六、財産

一、財産

一、財産

一、動産、不動産

一、財産ノ種類

一、物權、債權　所有權、賣買、貸借

一、物權、債權

一、財産權ノ尊重　一　財産權ノ尊重等

一、財産

七、職業

一、職業

一、職業ト人生

一、職業ノ選擇

一、職業

一、農業ト商工業

一、農業ノ尊重

八、生産

一、土地

一、土地

一、土地

一、資本

一、資本

一、資本ノ運用

一、勞力

九、一家ノ生計　一、生計

一、節約ト貯蓄

一、勞力

一、能率ノ增進

一、一家ノ收入　実物收入　金錢收入

一、生計費

一、物價、計畫　物價ノ変動、計画ノ正確

一、節約ト貯蓄

一〇、保險ト衞生　一、保險ト衞生

一、保險

一、公衆衞生　一、生活ノ安定

一、保險ト衞生

一、衞生施設

一、体育施設

一一、警察　一、警察　一、公衆衞生

傳染病ノ豫防、寄生蟲ノ驅除

一、警察署

一、警察事務

一、警察ト公衆

一二、神社、宗教　一、神社　一、災害防止　火災、水害等ノ防止

一、宗教　一、警察ト公衆

一、神社

一、敬神崇祖

一、宗教

一、信仰ノ自由

一三、教育　一、教育　一、人ト教育

一、義務教育

一、學校ノ種類

一、實業補習學校

一、學校生活　學校生活即社會生活

一、社會教育

一、教育ト文化　一、我ガ町村ノ文化ノ向上

一四、農村ト青年　一、青年　一、青年

一、青年ト修養

一五、我が鄉土　　一、我が鄉土

一、農村ト青年

第二學年

題目　　要目

一、我が町村　　一、我が町村

二、町村ノ自治　　一、町村ト町村民

一、自治

一、町村ノ自治

一、愛鄉ト愛國

細目	備考
一、青年團	
一、青年ト娯樂	
一、新聞雜誌	
一、農村ト青年	
一、我が鄉土	
一、鄉土ノ歷史ト慣例	
一、愛鄉ト愛國	
一、我が町村ノ現勢	
一、我が町村ノ沿革	
一、町村ト町村民	
一、自治	
一、自治ノ精神	
一、町村ノ自治	

三、公民　　一、公民

一、公民權ノ尊重

四、議員ノ選擧　　一、町村會議員

一、選擧ト公正

五、町村會　　一、町村會

一、町村制ノ本旨

一、住民ト公民

一、公民ノ權利義務

一、公民權ノ尊重

一、議員ノ選擧

一、選擧權

一、被選擧權

一、選擧

一、選擧ト公正

一、町村會

一、町村會ノ權限

一、町村會ノ議事

一、議員ノ心得

一、町村長

一、其ノ他ノ吏員

六、町村役場

一、議員ノ心得

一、町村ノ吏員

一、町村ノ事務

七、町村ノ財政　一、町村ノ財政

八、町村ノ財産　一、町村ノ財産

一、基本財産

九、租税　一、租税

一、納税

一〇、産業組合　一、産業組合

一、町村ノ事務

一、町村ノ事業

一、町村ノ財政

一、歳入ト決算

一、町村ノ財産

一、町村ノ營造物　營造物ノ尊重

一、基本財産

一、基本財産ノ造成

一、租税

一、租税ノ種類

一、我ガ町村ノ租税

一、納税ノ心得

一、産業組合

一、産業組合ノ種類

一、産業組合ト會社　會社ノ性質

一、農村ト産業

一一　金融　一、金融機関

一、農村ト産業（法人ノ大要ヲ說ク）

一、信用組合

一、頼母子講

一、銀行

一、信用ノ種類

一、信用證券　公債證書、手形、小切手等

一二、農會　一、農會

一、農會

一、農會ノ事業

一、農村ト農會

一、農村ト組合　水利組合、畜産組合、漁業組合、同業組合

一、農村ノ特質

一三、農村ノ開發　一、農村ノ生活　生活改善

一、農村ノ現狀

一、地主ト小作

一四、府縣ノ行政　一、府縣ノ自治

一、地方行政官廳

一五、我ガ府縣　一、我ガ府縣ノ沿革

一、我ガ府縣ノ現勢

第三學年

題目　要目

一、我ガ國家　一、國家

一、我ガ國

細目　備考

一、人類ト國家

一、國家ノ要素

一、國体

一、政体

一、建國ノ由來

模範農村

一、府縣ノ自治

一、府縣知事

一、府縣會、府縣參事會

一、郡役所

一、府縣廳

一、我ガ府縣ノ沿革

一、我ガ府縣ノ現勢

二、天皇　一、天皇

一、國体ノ精華

一、天皇

一、天皇ノ大權

一、攝政

一、皇室典範

一、皇位繼承

一、皇室及皇族

一、臣民

一、臣民ノ權利義務

三、臣民、領土　一、臣民

一、領土

一、領土

一、我ガ領土

一、祖借地、委任統治ノ地域

四、立憲政治　一、立憲政治

一、立憲政治

立法、司法、行政

一、帝國憲法

一、憲法制度ノ沿革

一、帝國憲法

五、帝國議會

一、帝國議會

一、立憲政治、輿論ト國民

一、帝國議會

一、貴族院

一、衆議院

一、選擧

一、選擧

一、選擧權

一、被選擧權

一、立憲政治ト選擧

一、召集、開會、閉會、解散等

一、議會ノ權能

一、政党ノ意義

一、政党ノ利弊

一、政党ノ沿革

六、國務大臣
樞密顧問

一、國務大臣

一、國務大臣ノ責任

一、樞密顧問

七、行政官廳

一、樞密顧問

一、行政官廳

一、中央行政官廳

一、國務大臣

一、各省

一、會計檢査院

一、行政裁判所

一、内閣

一、行政官廳

一、拓殖行政官廳

一、朝鮮、台湾、樺太
関東州、南洋群島

八、國法

一、官吏

一、官吏ノ任務

一、國法

一、國法ノ種類

一、法ノ尊重

一、法ノ尊重

九、裁判所

一、司法
一、裁判所
一、訴訟

一〇、國防

一、國防

二、國交

一、國防ト國民
一、國交

一、法ト道德
一、司法权ノ独立
一、裁判所
一、裁判所ノ構成
一、刑事訴訟、陪審
一、民事訴訟、調停、小作調停
一、非訟事件
一、辯護士、執達吏、公証人
一、國防ト兵役
一、我ガ國ノ軍備
一、在鄉軍人
一、國防ト國民
一、國交ト平和
一、國際法
一、條約

一、國際協同

一、外交官、領事館
一、國際協同ノ沿革　赤十字、平和會議
萬國農事協會
國際労働會議
一、國際聯盟
一、國交ト國民
一、國際道德

一二、交通

一、交通機関

一、道路、鉄道、船舶等
一、郵便、電信、電話等

一、交通ト文化

一、交通ノ発達
一、交通ト公德

一三、我ガ國ノ産業

一、我ガ國ノ産業

一、國土ノ開拓

一、我ガ國ノ産業
一、我ガ國ノ貿易関税
一、我ガ國ノ富源
一、人口ト國土
一、拓殖ト移住　北海道、樺太、朝鮮、台湾

一、海外発展

一、海外事情　支那、シベリヤ、南洋
　　アメリカ等

一四、社會改善　一、思想問題　一、思想問題ノ概要　デモクラシー、社會主義、
　　共産主義等ノ批判
一、社會問題　一、社會問題ノ概要　労働問題、小作問題等
一、社會改善　一、社會改善　社會政策、社會事業等
一五、世界ト日本　一、人類文化ノ発達　一、人類文化ノ概要
一、文化発達ト國家
一、我が國ノ使命　一、文化史上我が國ノ地位
一、我が國ノ使命

教授要旨
第一學年

一、人ト社會、本課ハ人ト社會トノ関係ヲ明ニシ人生ノ意義ハ個人及社會ノ完成ニ在ルコトヲ悟ラシム

二、我カ家　本課ハ家ノ成立、戸主、家族ノ務及一家和合ノ幸福ヲ説キ我カ家族制度ノ精神ヲ知ラシム

三、親子、本課ハ親子、兄弟姉妹間ノ関係ヲ説キ其ノ相互間ニ於ケル心得ヲ知ラシム

四、親族、本課ハ親族間ノ関係ヲ説キ其ノ交際ニ関スル心得ヲ授ケ結婚ノ大切ナルコト及夫婦相互ニ敬愛スヘキコトヲ知ラシム

五、戸籍、相續　本課ハ戸籍制度ノ趣旨及其ノ届出ノ心得ヲ授ケ相續ニ関スル事項ノ大要特ニ相續ト家族制度トノ関係ヲ知ラシム

六、財産　本課ハ財産ノ個人的及社會的意義ヲ説キ財産權ノ尊重スヘキコトヲ知ラシム

七、職業　本課ハ職業ト人生トノ関係ヲ明ニシ職業カ社會協同ノ意義アルモノタルコトヲ知ラシメ其ノ選擇上ノ心得ヲ授ケ特ニ農業尊重ノ精神ヲ養ハシム

八、生産　本課ハ生産ニ関スル三要素ノ密接ナル関係ヲ説キ併セテ能率増進ノ必要ナルコトヲ

知ラシム

九、一家ノ生計　本課ハ一家生計ニ関スル心得ヲ授ケ生活ノ安定ニ必要ナル事項ヲ知ラシム

十、保健ト衛生　本課ハ個人及公衆衛生竝其ノ相互関係ヲ説キ國民体位ノ向上ヲ圖ルヘキコトヲ知ラシム

十一、警察　本課ハ警察カ公安維持ニ必要ナル所以ヲ明ニシ警察ト公衆トノ関係ヲ理解セシメ併ニ亡ヤ災害防止ニ関スル心得ヲ知ラシム

十二、神社ト宗教　本課ハ敬神崇祖ノ精神ヲ明ニシ又宗教ニ関スル事項ヲ授ク

十三、教育　本課ハ教育ノ尊重スヘキ所以ヲ明ニシ特ニ町村民ノ教育ト町村文化ノ向上ト密接ナル関係アルコトヲ知ラシム

十四、農村ト青年　本課ハ青年時代ニ於ケル修養ノ必要ナルコトヲ説キ特ニ農村青年トシテノ自覚ヲ起サシム

十五、我カ郷土　本課ハ郷土ニ於ケル自然、歴史傳説、慣例等ヲ説キ郷土ノ精神ヲ養ハシム

第二學年

一、我カ町村　本課ハ我カ町村ノ現勢竝沿革ヲ授ケ町村ノ發達ハ主トシテ其ノ住民ニ負フモノナルコトヲ知ラシム

二、町村ノ自治　本課ハ自治ノ意義ヲ解キ町村自治制度ノ本旨ヲ知ラシメ自治ノ精神ヲ養ハシム

三、公民　本課ハ町村制ニ於ケル公民ノ権利義務ノ大要ヲ授ケ、公民権尊重ノ精神ヲ養ハシム

四、議員ノ選擧　本課ハ町村會議員ノ選擧ニ関スル事項ノ大要ヲ授ケ特ニ選擧ノ公正ナルヘキコトヲ知ラシム

五、町村會　本課ハ町村會ノ権限及議事ノ心得ヲ授ケ議員ノ職責ヲ知ラシム

六、町村役場　本課ハ町村長及吏員ノ職責ヲ明ニシ町村ノ事務竝事業ノ大要ヲ知ラシム

七、町村ノ財政　本課ハ町村財政ノ意義ヲ説キ歳入歳出竝豫算決算ニ関スル事項ノ大要ヲ知ラシム

八、町村ノ財産　本課ハ町村財政ニ就キ説明シ特ニ基本財産造成ノ必要ヲ知ラシム

九、租税　本課ハ國税、府縣税及市町村税ニ関シ其ノ大要ヲ授ケ納税ノ心得ヲ知ラシム

十、産業組合　本課ハ産業組合ノ本旨及其ノ種類ノ大要ヲ授ケ組合員ノ心得ヲ知ラシム

十一、金融　本課ハ各種ノ金融機関ヲ説明シ信用ノ種類及主ナル信用證券ノ作用ヲ知ラシム

十二、農會　本課ハ農會ノ本旨及事業ノ大要ヲ授ケ農村ト農會トノ関係ヲ説キ兼テ農村ニ於ケル其ノ他ノ諸組合ノ概要ヲ知ラシム

十三、農村ノ開發　本課ハ農村生活ノ特質及農村ノ現状ヲ知ラシメ農村開發ノ責務ヲ明ニシ兼テ農村愛護ノ精神ヲ養ハシム

一四　府縣ノ行政　本課ハ府縣自治ノ大要ヲ授ケ地方行政ノ組織ニ就キ其ノ一般ヲ知ラシム

一五　我ガ府縣　本課ハ府縣ノ沿革及現勢ノ一般ヲ授ケ府縣民トシテノ心得ヲ知ラシム

第二學年

一　我ガ國家　本課ハ國家ノ成立及國体政体ニ關スル事項ヲ授ケ特ニ我ガ國体ノ精華ヲ知ラシメ國家的精神ヲ養ハシム

二　天皇　本課ハ天皇及皇位繼承ニ關スルコトヲ說キ皇室ニ對スル尊崇敬愛ノ念ヲ養ハシム

三　臣民權利義務　本課ハ臣民ノ權利義務竝我ガ領土ノ大要ヲ知ラシメ臣民ノ本分ヲ悟ラシム

四　立憲政治　本課ハ立憲政治ノ本旨及帝國憲法ノ精神ヲ知ラシメ立憲國民タルノ素質ヲ養ハシム

五　帝國議會　本課ハ帝國議會ノ組織及作用ヲ說キ議員選擧ノ公正ナルヘキコトヲ知ラシメ兼テ政黨ニ關スル理解ヲ與フ

六　國務大臣　樞密顧問　本課ハ國務大臣樞密顧問ニ關シ憲法上ノ地位ヲ知ラシム

七　行政官廳　本課ハ中央行政官廳及拓殖行政官廳ノ大要ヲ授ケ兼テ官吏ノ任務ヲ理解セシム

八　國法　本課ハ國法ノ大要ヲ授ケ法ノ尊重スヘキコト及法ト道徳トノ關係ヲ理解セシム

九　裁判所　本課ハ裁判所ノ任務構成及訴訟ニ關スル事項ノ一般ヲ授ク

十　國防　本課ハ國防ノ必要及兵役ノ義務ヲ說キ國防ト國民トノ關係ヲ知ラシム

十一　國交　本課ハ世界平和ノ重ンスヘキコトヲ說キ國民ノ國際的精神ノ必要ナルコトヲ知ラシム

十二　交通　本課ハ交通機關ノ大要ヲ說キ交通ト文化トノ關係ヲ明ニシ交通ニ關スル公徳心ヲ養ハシム

十三　我ガ國ノ產業　本課ハ我ガ國ノ產業ノ大要ヲ授ケ國土ノ開拓海外發展ノ精神ヲ養ハシム

十四　社會改善　本課ハ思想問題及社會問題ヲ正シク理解セシメ社會改善ニ努ムヘキコトヲ知ラシム

十五　吾輩ト日本　本課ハ人類文化ノ發達ヲ說キ吾輩ノ文化ニ於ケル我ガ國ノ位置ヲ明ニシ我ガ國民ノ使命ノ重大ナルコトヲ自覺セシム

第一學年

公民科教授要綱（都市用）

備考

昭和　年　日　要　日　細

一 人ト社会　一 人ト社会

一 社会ノ態様　家族 郷土 国家 世界
学校 組合等ノ団体

一 共同生活

二 我ガ家　一 家

一 夫存共栄

一 人生ノ意義

一 家庭
家庭生活ノ楽

一 家ハ社会ノ基礎

一 我ガ国ノ家族制 祖孫関係 ノ事重
度

二 親子　一 親子

一 戸主ト家族

一 戸主ノ務ト戸主权

一 家族ノ務

一 一家ノ和合

一 家親子義親子

一 親ノ務ト親权

一 兄弟姉妹

四 親族　一 親族

一 婚姻

五 戸籍相続　一 戸籍

一 相續

一 子ノ務

一 兄弟姉妹

一 祖孫姉妹ノ親和

一 親族　血族 姻族

一 親等

一 親族間ノ交際

一 婚姻

一 配偶者ノ選択

一 婚姻ノ成立　婚姻届ノ重要

一 夫婦相和

一 戸籍

一 本籍 寄留　寄留届

一 戸籍ノ手続　出生届 死亡届等

一 家督相續

一 遺産相続

六 財産

一 財産
一 財産ノ種類

七 職業

一 財産権ノ尊重
一 職業

八 生産

一 商工業
一 土地
一 資本

一 遺言
一 財産
一 動産 不動産
一 物权 債权 所有权 売買 貸借
(地所 家屋 金銭)
一 財産权ノ尊重
一 職業ト人生
一 職業ノ種類
一 職業ノ選択
職業紹介所
一 商工業ト農業
一 商工業ト国家
一 土地
一 工地、利用
一 資本
一 資本ノ運用

九 一家ノ生計

一 労力
一 節約ト貯蓄
一 保険ト衛生
一 保険ト衛生
一 公衆衛生
一 体育施設
一 神社、宗教
一 神社

一 労力
一 能率増進
一 一家ノ收入
一 生計費
一 物價、計量 物価ノ変動、計量ノ正確
一 節約ト貯蓄 貯金
一 保険
一 生活ノ安定
一 保険ト衛生
一 公衆衛生 傳染病ノ予防、汚物塵芥ノ処置
一 衛生施設 水道、下水道、住宅、公園等
一 武道、競技等
一 神社

一　宗教

一二　教育

一　教育

一　学校

一　社会教育

一　教育ト文化

一三　都市ト青年

一　青年

一　青年ト修養

一　敬神、崇祖

一　宗教

一　信仰ノ理由

一　人ト教育

一　義務教育

一　学校ノ種類

一　実業補習学校

一　学校生活即社会生活

一　社会教育

一　我が市ノ文化ノ向上

一　青年

一　青年ト修養　余暇、休日ノ利用

一　青年団

一　青年ト娯楽　娯楽機関ト風紀

一　新聞雑誌

一　都市ト青年

一四　我が市

一　我が市ノ沿革

一　我が市ノ現勢

一　我市ト愛国

一　自治

一　自治ノ精神

一　市ノ自治

一　市制、町村制ノ本旨

一　住民ト公民

一　公民ノ権利義務

一　公民権ノ尊重

一　議員ノ選挙

一　選挙権

一　被選挙権

一　選挙ノ方法

一　都市ト青年

一　我が市

一　愛市ト愛国

一五　市ノ自治

一　自治

一　市ノ自治

一　公民

一六　議員ノ選挙

一　市会議員

一　選挙ト公正

一七　市会、市参事会

一　市会

一　市参事会

一八　市役所

一　議員ノ心得

一　市ノ吏員

一　市ノ事務

一九　市ノ財政

一　市ノ財政

一　市ノ財産

一　選挙ト公正

一　市会　区会

一　市会ノ権限

一　市会ノ議事

一　市参事会

一　市参事会ノ権限

一　議員ノ心得

一　市長　区役所

一　其ノ他ノ吏員

一　市ノ事務

一　市ノ事業

一　市ノ財政

一　歳出ト歳入市債

一　予算ト決算

一　市ノ財産

二〇　租税

一　市ノ営造物

一　租税

二一　我カ府縣

一　納税

一　我カ府縣

一　府縣ノ行政

一　営造物ノ車重

一　租税

一　租税ノ種類

一　我カ市ノ租税

一　納税ノ心得

一　我カ府縣治革

一　我カ府縣ノ現勢

一　府縣ノ自治

一　地方行政官廳

第二學年

題目　要目　綱目　備考

一　我カ国家

一　国家

一　人類ト国家

一　国家ノ要素

一　国体

一　政体

一 我が国

二 天皇

一 天皇

一 皇位継承

三 臣民、領土

一 臣民

一 領土

四 立憲政治

一 立憲政治

一 建国ノ由来

一 国体ノ精華

一 天皇

一 天皇ノ大权

一 攝政

一 皇室典範

一 皇位継承

一 皇室及皇族

一 臣民

一 臣民ノ权利義務

一 領土

一 我が領土

一 租借地、委任統治ノ地域

一 立憲政治

一 立法、司法、行政

五 帝国議会

一 帝国憲法

一 帝国議会

一 選挙

一 議会ノ作用

一 政党

一 帝国憲法

一 帝国憲法制定ノ沿革

一 帝国憲法

一 立憲政治ト英論 国民

一 帝国議会

一 貴族院

一 衆議院

一 選挙

一 選挙权

一 被選挙权

一 立憲政治ト選挙

一 召集、開会、閉会、解散等

一 議会ノ权能

一 政党ノ意義

一 政党ノ利弊

一 政党ノ沿革

六 国務大臣・枢密顧問 一 国務大臣
一 枢密顧問
七 行政官廳 一 行政官廳
一 中央行政官廳

一 拓殖行政廳
一 官吏
八 国法 一 国法
一 法ノ単重

一 国務大臣
一 国務大臣ノ責任
一 枢密顧問
一 行政官廳
一 内閣
一 各省
一 会計検査院
一 行政裁判所
一 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島
一 官吏
一 官吏ノ任務
一 国法
一 国法ノ種類
一 法ノ尊重
一 法ト道徳

乙 裁判所

一 司法 一 司法権ノ独立
一 裁判所 一 裁判所
一 訴訟 一 裁判所ノ構成
一 刑事訴訟 陪審
一 民事訴訟 借地 借家 調停
一 非訟事件
一 弁護士 執達吏
一 公證人
一 警察署
一 警察事務 建築規則
一 警察ト公衆 一 災害防止 火災 震災 震後ノ火災
一 警察 水災等
一 警察 一 災害時ノ心得
一 警察ト公衆
一 災害防止
一 災害防止

一一 都市生活
一 都市ノ特質
一、都市生活
一 都市ト市民
一 都市ノ改善
一二 都市計画
一 都市計画
一三 商業
一 都市ノ整頓
一 商業
一 都市ノ發達
一 都市ノ特質
一 生活ノ現状
一 生活ノ改善
一 住宅ノ改良
一 市民ノ責任
一 我ガ市ノ現状
一、我ガ市ノ改善
一 都市計画
一 都市計画事業
一 都市ノ整頓及美観
一 商業
一、商業ノ種類
都市ト農村
其他ノ市民生活
購買組合
住宅組合
地域 交通 土地區劃
整理 公園其他ノ營造物
商業仕務
商業道徳
賣買（市場 取引所）

一 企業組織
一 商業ノ助成
一二 工業
一 工業
一 工業ノ助成
一 金融
一、金融機関
一 信用
一 個人企業
一、會社
一、商業ノ助成
一 工業
一 工業ノ種類
一、工業ノ要素
一 工業ノ助成
一 銀行
一 信用組合
一 信用ノ種類
運送 倉庫 保険 金融等
会社ノ種類 「カルテル」「トラスト」等
同業組合 商業会議所
商品陳列所等 商品檢査
工業ノ仕務 粗製濫造ノ防止
原料 動力 勞力
工業試驗所 研究所等
特許 商標等
銀行ノ種類 業務
信託業 興信所
産業組合

一六 交通

一 交通機関

一 交通ト文化

一 道路 鉄道 電車
港湾 船舶等

一 郵便 電信 電話等

一 交通ノ發達

一、交通ト公徳

一 我ガ國ノ産業

一 我ガ國ノ産業

一 我ガ國ノ貿易、関税

一 我ガ國ノ富源

一 人口ト國土

一 拓殖ト移住

一 海外發展

一 海外事情

一七 我ガ國ノ産業

一 國土ノ開拓

一 海外發展

一 信用證券 公債證書 社債券 手形
小切手等 手形交換所

一 國土ノ開拓

北海道 樺太 朝鮮 台湾

一 海外發展

一 海外事情

支那 シベリア 南洋
南北アメリカ等

一八 國防

一 國防

一 國防ト國民

一 國交

一 國際協同

一 國交ト國民

一 國防ト兵役

一 我ガ國ノ軍備

一 在郷軍人

一 國防ト國民

一 國際法

一 條約

一 外交官 領事官

一 國際協同ノ沿革

赤十字 平和会議

一 國際聯盟

國際労働会議

一 國交ト國民

一 國際ト道徳

一 思想問題ノ概要

「デモクラシー」社会主義
共産主義等ノ批判

一 社会問題ノ概要

労働問題 小作問題等

一 社会改善

社会政策 社会事業

二〇 社会改善

一 思想問題

一 社会問題

一 社会改善

二　世界ト日本　一　人類文化ノ発達　一
　文化発達ノ概要　一
　文化発達ト国家　一
　文化史上ノ我ガ国ノ地位　一
　我ガ国ノ使命　一

教授要旨

第一学年

一、人ト社会　本課ハ人ト社会トノ関係ヲ明ニシ人生ノ意義ハ個人及社会ノ完成ニ在ル事ヲ悟ラシム

二、我ガ家　本課ハ家ノ成立、戸主、家族ノ勝及一家和合ノ事福ヲ説キ我ガ家族制度ノ精神ヲ知ラシム

三、親子　本課ハ親子、兄弟姉妹間ノ関係ヲ説キ其ノ相互間ニ於ケル心得ヲ知ラシム

四、親族　本課ハ親族間ノ関係ヲ説キ其ノ交際ニ関スル心得ヲ授ケ結婚ノ大切ナルコト及夫婦相互ニ敬愛スヘキコトヲ知ラシム

五、戸籍相続　本課ハ戸籍制度ノ趣旨及其ノ届出ノ心得ヲ授ケ相続ニ関スル事項、六、寺ニ相続ト家族制度トノ関係ヲ知ラシム

六、財産　本課ハ財産ノ個人的及社会的意義ヲ説キ財産权ノ尊重スヘキコトヲ知ラシム

七、職業　本課ハ職業ト人生トノ関係ヲ明ニシ職業カ社会協同ノ意義アルモノタルコトヲ説キ職業ノ種類並其ノ選択上ノ心得ヲ授ケ商工業ト国家トノ関係ヲ知ラシム

八、生産　本課ハ生産ニ関スル三要素ノ密接ナル関係ヲ説キ併セテ能率増進ノ必要ナルコトヲ知ラシム

九、一家ノ生計　本課ハ一家ノ生計ニ関スル心得ヲ授ケ生活安定ニ必要ナル事項ヲ知ラシム

一〇、保健ト衛生　本課ハ個人及公衆衛生並其ノ相互関係ヲ説キ都市ノ衛生施設ヲ理解セシムルト共ニ体育ヲ重ンシ国民体位ノ向上ヲ図ルヘキコトヲ知ラシム

一一、神社、宗教　本課ハ敬神崇祖ノ精神ヲ明ニシ又宗教ニ関スル事項ヲ授ク

一二、教育　本課ハ体育ノ尊重スヘキ所以ヲ明ニシ特ニ市民ノ教育カ都市文化ノ向上ト密接ナル関係アルコトヲ知ラシム

一三、都市ノ青年　本課ハ青年時代ニ於ケル修養ノ必要ナルコトヲ説キ特ニ都市青年トシテノ自覚ヲ起サシム

一四、我カ市　本課ハ我カ市ノ現勢及沿革ヲ授ケ以テ我市ノ精神ヲ養ハシム

一五、市ノ自治　本課ハ自治ノ意義ヲ説キ市町村自治制度ノ本旨並公民ノ权利義務ノ大要ヲ知ラ

シメ自治ノ精神ヲ養ハシム

一六 交通　本課ハ交通機関ノ大要ヲ說キ交通ト文化トノ關係ヲ明ニシ交通ニ關スル公德心ヲ養ハシム

一七 我ガ國ノ產業　本課ハ我ガ國ノ產業ノ大要ヲ授ケ國土ノ開拓海外發展ノ精神ヲ養ハシム

一八 國防　本課ハ國防ノ必要及兵役ノ義務ヲ說キ國防ト國民トノ關係ヲ知ラシム

一九 國交　本課ハ世界平和ノ重ンスヘキコトヲ說キ國民ノ國際的精神ノ必要ナルコトヲ知ラシム

二〇 社會改善　本課ハ思想問題及社會問題ヲ正シク理解セシメ社會改善ニ努ムヘキ事ヲ知ラシム

二一 世界ト日本　本課ハ人類文化ノ發達ヲ說キ世界ノ文化ニ於ケル我ガ國ノ位置ヲ明ニシ我ガ國民ノ使命ノ重大ナルコトヲ自覺セシム

二九　移植民教育問題

我が國の人口は逐年驚異的な增加率を示し、人口問題從て又食糧問題の解決は朝野の重大なる關心事となり、移植民問題が眞劍に考慮さる、こと、なつた。元來の我が國の海外移民は亞米利加南洋等に發展し相當の成績を擧げ來つたが、各地に於ける排日移民法に災され、僅かに南米と南洋の一部に於て其の門戶を解放されつ、あつたに過ぎず、我國民の幾萬の導き機性を拂つた滿蒙方面への發展が本支那事變の爲に妨げられて成績の見るべきものがなかつたのである。然るに昭和六年九月勃發シタ滿洲事變を契機として滿蒙ノ曠野は我國民に開放せられ、人口問題の解決の上よりも、又國防上の見地よりするも滿蒙移民が國策として一般の重要性を帶びることゝなつた。斯くて我が國の移植民事業は是に一時期を劃して飛躍すべき秋に當面したるに鑑み、文部省は滿蒙並に南米に移住し農業に從事する中堅人物を養成し、移植民事業の根幹を培ふことの急務を認め、昭和八年四月二十八日文部省告示第二百三號を以て拓殖訓練所を開設することゝなつた。

文部省告示第二百三號

移植民教育施設トシテ本省ニ於テ左記要項ニ依リ拓殖訓練所ヲ開設シ生徒ヲ募集ス詳細ハ各訓練所ニ就キ承合スベシ

昭和八年四月二十八日　　文部大臣　鳩山一郎

第一拓殖訓練所　盛岡市　盛岡高等農林學校内

一目　　的　満蒙ニ移住シ農業ニ從事セントスル者ニ須要ナル技能ヲ授ケ心身ノ訓練ヲ施スモノトス

一訓練期間　一年（本年度ニ限リ十箇月トス）

一募集人員　約三十名

一入所セシムベキ者

左ノ各號ニ該當シ考査ニ合格シタル者トス

(イ)身体強壮思想堅実ニシテ將来満蒙ノ地ニ於テ農業ヲ營マントスル確固タル志望ヲ有スル者タルコト

(ロ)実業學校（実業補習學校ヲ含ム）卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ且一年以上農業ノ実地経験ヲ有スル者タルコト

(ハ)年齢満十八歳以上満三十歳以下ノ者タルコト

(ニ)戸主ノ承諾ヲ得且出身學校長又ハ市町村長ヨリ推薦セラレタル者タルコト

一願書締切期日　昭和八年五月二十日

一入所考査　昭和八年五月二十九日ヨリ二日間

一考査地　盛岡市、東京市

第二拓殖訓練所　津市　三重高等農林學校内

一目　　的　満蒙ニ移住シ農業ニ從事セントスル者ニ須要ナル技能ヲ授ケ心身ノ訓練ヲ施スモノトス

一訓練期間　一年（本年度ニ限リ十箇月トス）

一募集人員　約三十名

一入所セシムベキ者

左ノ各號ニ該當シ考査ニ合格シタル者トス

(イ)身体強壮思想堅実ニシテ將来満蒙ノ地ニ於テ農業ヲ營マントスル確固タル志望ヲ有スル者

(ロ)実業學校（実業補習學校ヲ含ム）卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ且一年以上農業ノ実地経験ヲ有スル者タルコト

(ハ)年齢満十八歳以上満三十歳以下ノ者タルコト

(ニ)戸主ノ承諾ヲ得且出身學校長又ハ市町村長ヨリ推薦セラレタル者タルコト

一願書締切期日　昭和八年五月二十日

一入所考査　昭和八年五月二十九日ヨリ三日間

一考査地　津市、廣島市、富山市

第三拓殖訓練所　宮崎市　宮崎高等農林學校内

一目的　南米ニ移住シ農業ニ従事セントスル者ニ須要ナル技能ヲ授ケ心身ノ訓練ヲ施スモノトス

一訓練期間　一年（本年度ニ限リ十箇月トス）

一募集人員　約三十名

一入所セシムヘキ者

左ノ各號ニ該當シ考査ニ合格シタル者トス

(イ)身體強壮思想堅實ニシテ將來南米ノ地ニ於テ農業ヲ營マントスル確固タル志望ヲ有スル者タルコト

(ロ)實業學校（實業補習學校ヲ含ム）卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ且一年以上農業ノ實地經驗ヲ有スル者タルコト

(ハ)年齢滿十八歳以上滿三十才以下ノ者タルコト

(ニ)主ノ成認ヲ得且出身學校長又ハ市町村長若ハ府縣海外移民組合長ヨリ推薦セラレタル者タルコト

(ホ)成ルヘク家族ヲ構成シテ入植シ得ル者タルコト

一願書締切期日　昭和八年五月二十五日

一入所考査　昭和八年六月五日ヨリ二日間

一考査地　宮崎市、京都市、東京市

（注意）各訓練所ニ問合セノ際ハ郵券ニ錢ヲ封入スヘシ

補遺

第一期補遺

(一) 学制頒布の形式に就て

本書は法令全書に據つたのであるが大部省布達全書とは少しく形式を異にする、明治五年文部省十四号は左の如き形式になつてゐる

「今般学制御確定相成候ニ付御布告書並ニ学制章程共別冊相渡候間云々」

學制

第二百十四号（赤字）

人々以下全文（布達全書ニハ平仮名書）

右之通被仰出……

明治五年壬申七月

太政官

○

第十三号（赤字）

今般被仰出候……

学制
第一章 ……
第何章 ……
（……全編）
明治五年壬申七月

文部省布達全書には太政官の布告書と学制章程とを区別して学制章程は文部省布達の形式で出された事になつて居る。而て布告書にも「文部省定ムル所ノ規則」と云ひ明治六年の学制二編追加も太政官からでなく文部省から公布されてゐる。この点に就き学制百三十年紀念式に於ける辻新次男の演説に「此学制には詔勅が出ました、それは被仰出とありましたが、即ち詔勅で是に太政官の布告が副うて文部省の省令が附いて全国一般に頒布になりました」とある。然し此令全書には太政官より公布した事になつて居り且明治十二年の教育令には、「明治五年二百十四号ヲ以テ布告候学制相廃シ云々」となつてゐる所より見るに学制の形式は太政官の布告と見た方が正鵠を得たものと思ふ。兎に角兎も明確でない様に思ふ。

(二) 学制ニ編述洩レ
第百廿九章ノ外国教師ヲ雇ヒ専門諸学校ヲ開リモノハ專ラ役ノ長技ヲ取ルニアリ其取ルヘキ学委坟術ハ法律、医学、星学、数学、物理学、化学、工学等ナリ其他神教修身等ノ学科ハ今之ヲ取ラス

(三) 公立学校開設ノ儀地方官ニテ取計教則及府縣ニ於テ編制セル学事規則ノ儀ハ文部省ヘ可伺出此旨相達候事
第大号達　明治十一年九月十日　（明治十三年十二号達廃止）

府　縣

公立学校開設ノ儀是迄文部省ヘ伺出候処自今不及其儀地方官ニ於テ可取計但公立学校教則及府縣ニ於テ編制セル管内学事規則ノ儀ハ文部省ヘ可伺出此旨相達候事
学制第四十三章
私学私塾及家塾ヲ開カント欲スル者ハ其屬籍住所年歴及学校ノ位置教則等ヲ詳記シ学正取締ニ出シ地方官ヲ経テ督学局ニ出スヘシ
(四) 実業教育の情況
学制に於ては中学校の種類である所謂実業学校と専門学校とを分れてゐるが実際は一律に専門学校として取扱つて居る。此期に於ける専門教育（実業教育を含む）に就き文部省第六年報（明治十一年）は左の如く述べて居る。

「回顧スレハ明治四年廃藩置県ノ挙アリ ニ伴テ学制ノ頒布アリシニ当リテハ各地従来ノ学校ヲ廃停シ主トシテ小学ヲ興シ学問ヲシテ偏ニ普通教育ノ一途ニ帰セシメシヨリ専門ノ学術ハ遂ニ其ノ跡ヲ斂メテ復タ見ルヘカラサルモノ、如クナリシカ今ヤ小学ノ設全国ニ普クシテ生徒ノ卒業スル者陸続相踵クヲ以テ更ニ其弱点ニ応スヘキ設備ヲナシ以テ其長能ヲ上進セシムヘキ前途ヲ求ヘサルヘカラス是各府県ニ於テ既ニ之カ基礎ヲ立テ或ハ之カ準備ヲナシテ俱其緒ニ就リ所以ナリ然リト雖モ興学日猶浅クシテ専門修学者ヲ待ツノ方法未タ其宜シキヲ得サルヲ以テ其修学者少ナキ僅カニ四千人ニ満タサルナリ蓋シ国内人民産業ヲ興起シテ生計方途ヲ立ツルヘ最モ緊急ノ事トス加之方今宇内交通ノ道大イニ開ケ各国相競進シテ貿易ニ工芸ニ互ニ其全勝ヲ占得セントスルトキニ際スレハ我国ニ於テモ亦各国ニ対抗スルノ手段ナカルヘカラス

故ニ専門修業ノ方法ヲ改良シ益工芸農商等ノ学術ヲ究明シテ以テ他日生産ヲ繁殖シ国家ヲシテ隆昌ナラシムル如キハ専ラ望ヲ是学ニ属セサルヲ得サルナリ」

「各地従来ノ学校ヲ廃停シ云々」は各藩の藩校を指すものであらうが是には語学、医学に関する「専門学校」とも称し得可き者が其大部分を占めて居たのであって、前記引用文の後段に於て指示せる実業に関する専門学校を指して居るのではない。

以上の如く文部当局は実業教育の必要を学制施行后大年、漸にして痛感し其不振を慨嘆して居る

（学制追加）一。頁八行の前に左の如く追加す

右之通被仰出候條地方官ニ於テ遺漏小民ニ至ル迄不残様便宜解釈ヲ加ヘ精細申諭文部省規則ニ随ヒ学向普及致候様方法ヲ設可施行事

○

（補足訂正　三〇頁末尾）

開成学校の外に医学校、外国語学校が設けられた。工部大学及札幌、駒場の農学校は他省の管轄で学制の規定とは関係ない。

（註及訂正　二頁三行）

「布告書の終りに明治壬申七月と記し云々」は「布告書は被仰出書の事」を指す。「明治壬申七月」は「明治五年壬申七月」と訂正——法令全書には此日附を欠いで居る（前掲学制頒布の形式に就いて参照）且明治六年迄は布告、布達、達等明確な区別がない、明治十二年の教育令

に「布告候学制」とあるに依り布告としておいた。

第二期補遺

明治十二、十三年の教育令は中学校其の他農商職工学校に就ては單なる定義を掲ぐるのみで何等據る可き規定がない。中学校に関しては明治十四年中学校教則大綱を制定し学科目修業年限等につき精細なる規定を設けた。農商職工学校等に就ては自由たる発達に委ねたのであらうと述べておいたが、無制限なる放任主義に出た訳ではない。明治十二年の教育令に於ては公立学校の設置廃止は府縣知事令の認可を経、其教則は文部卿の認可を経る事を要した。但し私立学校には極端なる自由主義に出で設置廃止及教則共に府縣知事令に開申するだけで足りた。十三年の改正教育令に於ては是を改め公立学校の設置廃止は府縣立は文部卿の認可を經べく町村立は府縣知事の認可を經るを要し私立学校は其設置は府縣知事令の認可を經る事にした。而し町村立私立学校の設置廃止規則は府縣知事之を起草して文部卿の認可を經る事になつた。此の改正に依り文部省は明治十四年第四号達を以て府縣立学校の設置廃止規則全第五號達を以て町村立私立学校廃止規則起草心得を出した。以上に依つて明かなるが如く全然放任主義ではなかつたが各府縣自由なる立場より設置廃止規則或は教則を定めて文部卿の認可を求むる事を得た。但し明治十六

年には農学校通則、明治十七年には商業学校通則が公布され、各府県の此組織の整備を図かつた事は前言した。此處に一言すべきは学校と称するものは文部省の管轄であつたが當時に於ては実業学校は大低商法講習所或は農事講習所等の名称を用ひてをるものが多かつたので此等は文部省、農商務省の何れに偶するや其管轄が明確でなかつた。神戸の商法講習所の如きは明治十八年に文部省の管轄になつて居る。故に以上の諸規則が農商の学校に対してはどれ程励行されたか疑問である。

『明治十八年八月の改正教育令に於て実業学校は再び専門学校として認められて居る。此の精神は実業学校令の制定される時迄引継がれて居た様である』(四十一頁)と述べておいたが少しく補足訂正を必要とする。明治二十三年の小学校令に於て低度の実業学校即ち徒弟学校及実業補習学校は小学校の種類として認められ其他の実業学校は専門学校として実際上取り扱はされて居たが右技芸学校ふる名称を附與され専門学校と區別され斯くて実業学校令の制定となつたのである。

(一) 教育令(明治十三年)

第二十条　公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其

町村立ニ係ルモノハ府知事、縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條　私立学校、幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事、縣令ノ認可ヲ經ヘク其廃止ハ府知事、縣令ニ届伸スヘシ

但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事、縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條　町村立私立学校、幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ府知事、縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

(二) 公立学校教則ニ関スル件

第七號　輪廓　附　明治十三年三月八日

公立学校教則ノ認可ヲ經ヘキモノハ篤ト調査、上意見ヲ付シテ稟申可致且既ニ認可ヲ經タルモノト雖モ教育上ニ弊害アリト認ムル時ハ其事由ヲ具シテ稟申可致此旨相達候事

府縣

府縣

第九號　輪廓　附　三月廿三日

(公立学校ノ教則認可ヲ經ントスルモノハ地方税ヲ以テ設置セルモノト町村公費ヲ以テ設置セルモノトノ區別ヲモ記載スヘキ事)

公立学校ノ教則文部卿ノ認可ヲ經ントスルモノハ其学科学期課程教科書及生徒就業ノ日約等ヲ記載可致旨明治十二年十二月第八號ヲ以テ相達置候処該学校地方税ヲ以テ設置セル

モノト町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノトノ区別モ記載可致此旨更ニ相達候事

第拾號　輸　廓　附　　四月十七日

地方税ヲ以テ設立セル公立学校ノ廃置ハ其都度文部省ヘ開申可致此旨相達候事

府　縣

(三)　公立学校設置廃止ノ件

第十七號　輸　廓　附　　明治十三年　九月十六日

（地方税并ニ他ノ金種ヲ以テ設立セル公立学校ノ廃置ハ事由ヲ具シテ開申スヘキ事）

地方税ヲ以テ設立セル公立学校ノ廃置ハ其都度開申可致旨文部省明治十三年四月第十號ヲ以テ相達置候処自今地方税并ニ他ノ金種ヲ以テ府縣ニ於テ設立セル公立学校ノ廃止ハ其都度事由ヲ具シ左ノ箇條ヲ記載シテ文部省ヘ開申可致此旨更ニ相達候事

府、縣立学校

一、名称　　何々学校

一、学科　　師範学科或ハ中学科何々専門学科等ノ類

一、所在　　何國　何郡　何町村

一、設立（廃止）　何年何月何日

一、金種　　地方税或ハ何々金等ノ類

（第七、九、十、十七、発達ハ教育令改正ノ為消滅）

第四號　達　（実業学校設置廃止規則ノ制定迄ハ本達ニ依ル）

明治十四年　一月廿一日

府　縣

府縣立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則別紙ノ通相定候條此旨相達候事但従来設置セル府縣立学校幼稚園書籍館等ノ儀ハ本文規則第一條第二條及第三條ノ事項ヲ具シ開申可致事

府縣立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則

第一條　府縣立学校ヲ設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第十一項迄ヲ具シテ開申スヘシ

一、設置ノ目的

一、位　置

一、学科学期課程試験法等

一、入学退学ノ規則休日授業料生徒心得生徒罰則寄留舎規則等

一、学校長教員助教員等職務心得及其人員俸額

一、敷地建物、器具并款及共所有ノ区別